

香芝市バリアフリー特定事業計画

令和2年3月

香 芝 市

目 次

第1章 香芝市バリアフリー特定事業計画改訂にあたって

1. 特定事業計画改訂の趣旨 1
2. 特定事業計画に記すべき事項 2

第2章 「JR香芝駅・近鉄下田駅・近鉄五位堂駅・市役所周辺地区」 の特定事業計画について

1. 地区の概要 3
2. 香芝市バリアフリー特定事業計画個別事業計画 4
 - (1) 公共交通特定事業等 6
 - (2) 道路特定事業等 12
 - (3) 都市公園特定事業 36
 - (4) 建築物特定事業等 37
 - (5) 交通安全特定事業 42

第1章 香芝市バリアフリー特定事業計画改訂にあたって

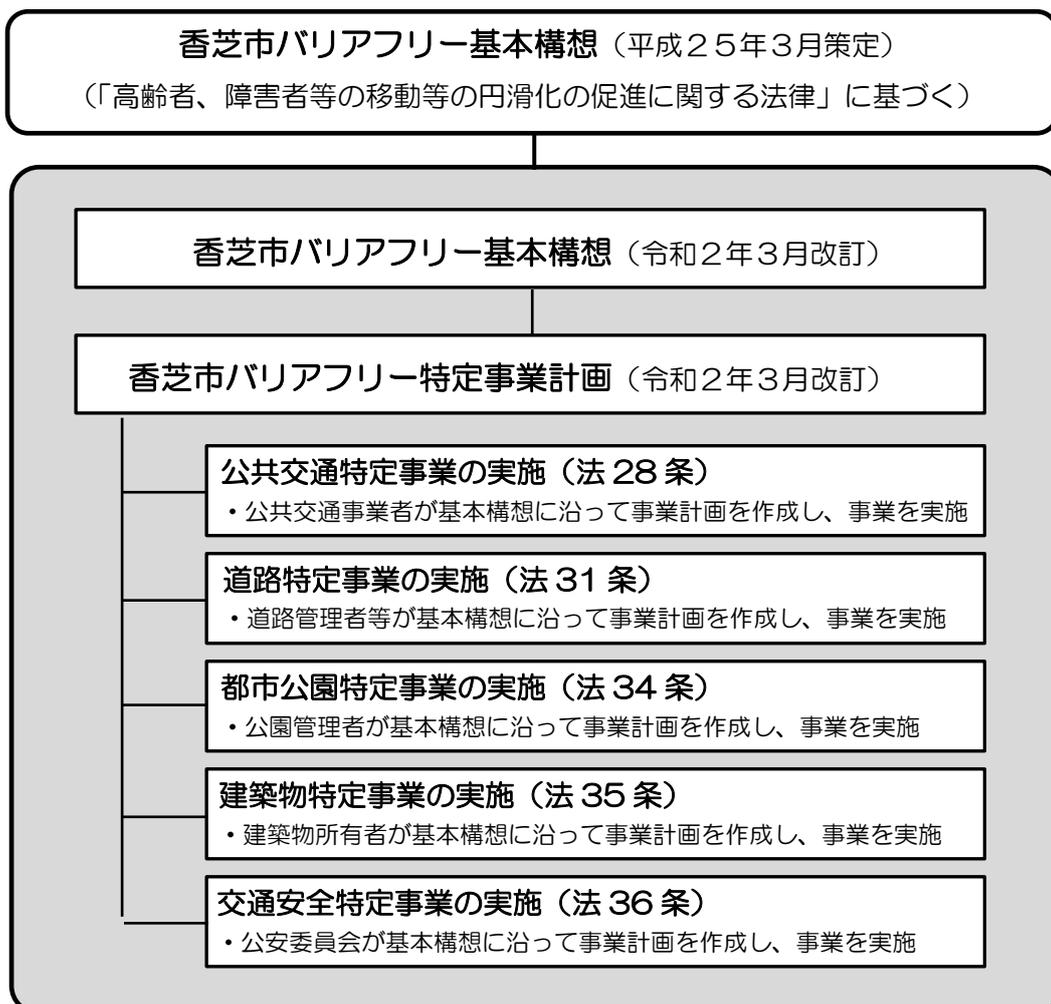
1. 特定事業計画改訂の趣旨

香芝市では、平成25年3月に「香芝市バリアフリー基本構想」を策定し、「JR香芝駅・近鉄下田駅・近鉄五位堂駅・市役所周辺地区」を重点整備地区として設定した。鉄道駅を中心とした面的なバリアフリー化を図るため、当該地区内の生活関連施設及び生活関連経路を対象に、移動等円滑化のために実施すべき特定事業等を定めていたが、本構想策定より5年が経過したこと、また、平成30年度の法改正をうけ、さらなるバリアフリー事業の推進を図るため、令和元年基本構想の改訂を行った。

特定事業計画は、基本構想に定められた特定事業の推進を図るため、基本構想に基づき実施する事業の内容や予定期間などを示す具体的な計画を定めるものである。

香芝市では、各特定事業計画間の整合性を確保し効率的かつ一体的なバリアフリー化の実現を図るため、各事業者と協議・調整の上、基本構想の改訂に合わせて特定事業計画を改訂する。

【重点整備地区におけるバリアフリー化推進の基本的な枠組み】



2. 特定事業計画に記すべき事項

(1) 公共交通特定事業計画

公共交通特定事業は、鉄道駅及び乗合バスなどに関するバリアフリー化の事業であり、特定事業計画には、次のように定める。

- ・公共交通特定事業を実施する特定旅客施設又は特定車両
- ・公共交通特定事業の内容及び実施予定期間
- ・その他公共交通特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(2) 道路特定事業計画

道路特定事業は、道路や駅前広場などに関するバリアフリー化の事業であり、特定事業計画には、次のように定める。

- ・道路特定事業を実施する道路の区間
- ・上記の道路の区間ごとに実施すべき道路特定事業の内容及び実施予定期間
- ・その他道路特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(3) 都市公園特定事業計画

都市公園特定事業は、都市公園の特定公園施設（主要な園路、トイレなど）に関するバリアフリー化の事業であり、特定事業計画には、次のように定める。

- ・都市公園特定事業を実施する都市公園
- ・都市公園特定事業の内容及び実施予定期間
- ・その他都市公園特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(4) 建築物特定事業計画

建築物特定事業は、基本構想に位置づけられた建築物に関するバリアフリー化の事業であり、特定事業計画には、次のように定める。

- ・建築物特定事業を実施する特定建築物
- ・建築物特定事業の内容及び実施予定期間
- ・その他建築物特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(5) 交通安全特定事業計画

交通安全特定事業は、信号機の整備などに関する事業であり、特定事業計画には、次のように定める。

- ・交通安全特定事業を実施する道路の区間
- ・上記の道路の区間ごとに実施すべき建築物特定事業の内容及び実施予定期間
- ・その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

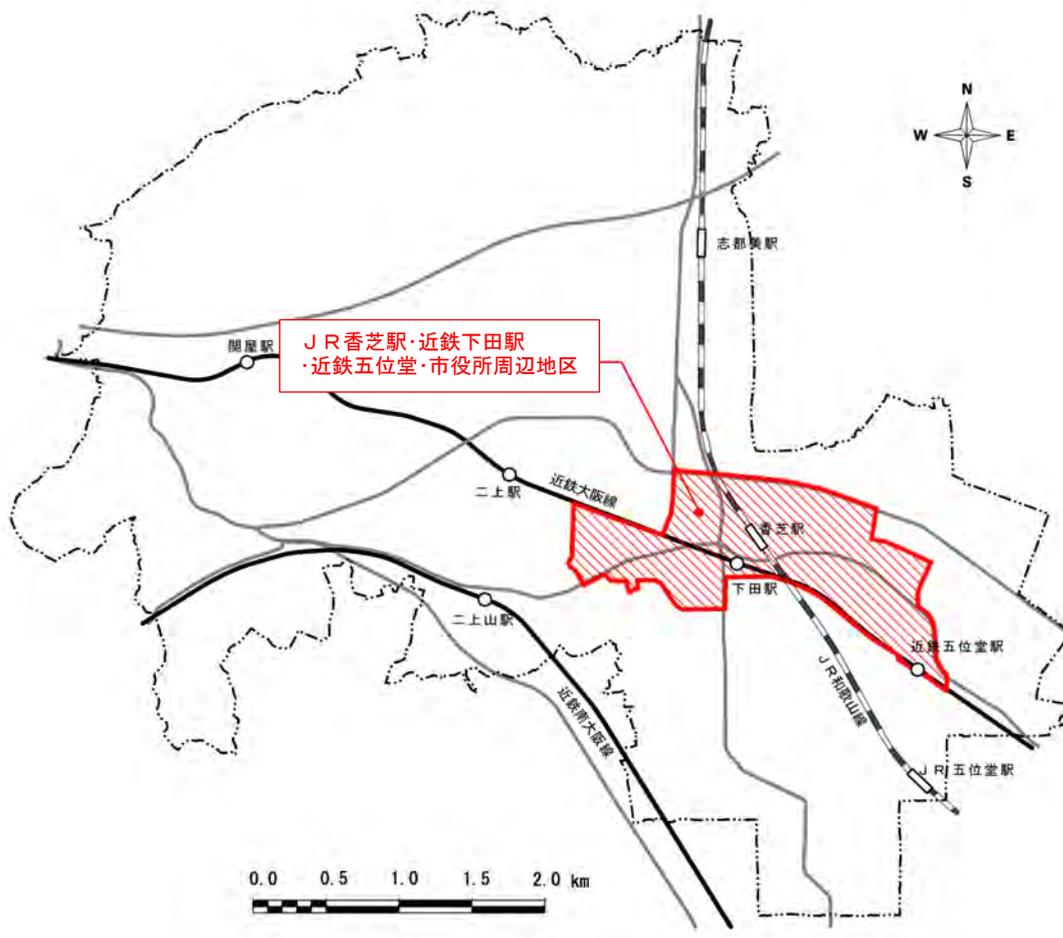
第2章 「JR香芝駅・近鉄下田駅・近鉄五位堂駅・市役所周辺地区」の特定事業計画について

1. 地区の概要

【JR香芝駅・近鉄下田駅・近鉄五位堂駅・市役所周辺地区の概要】

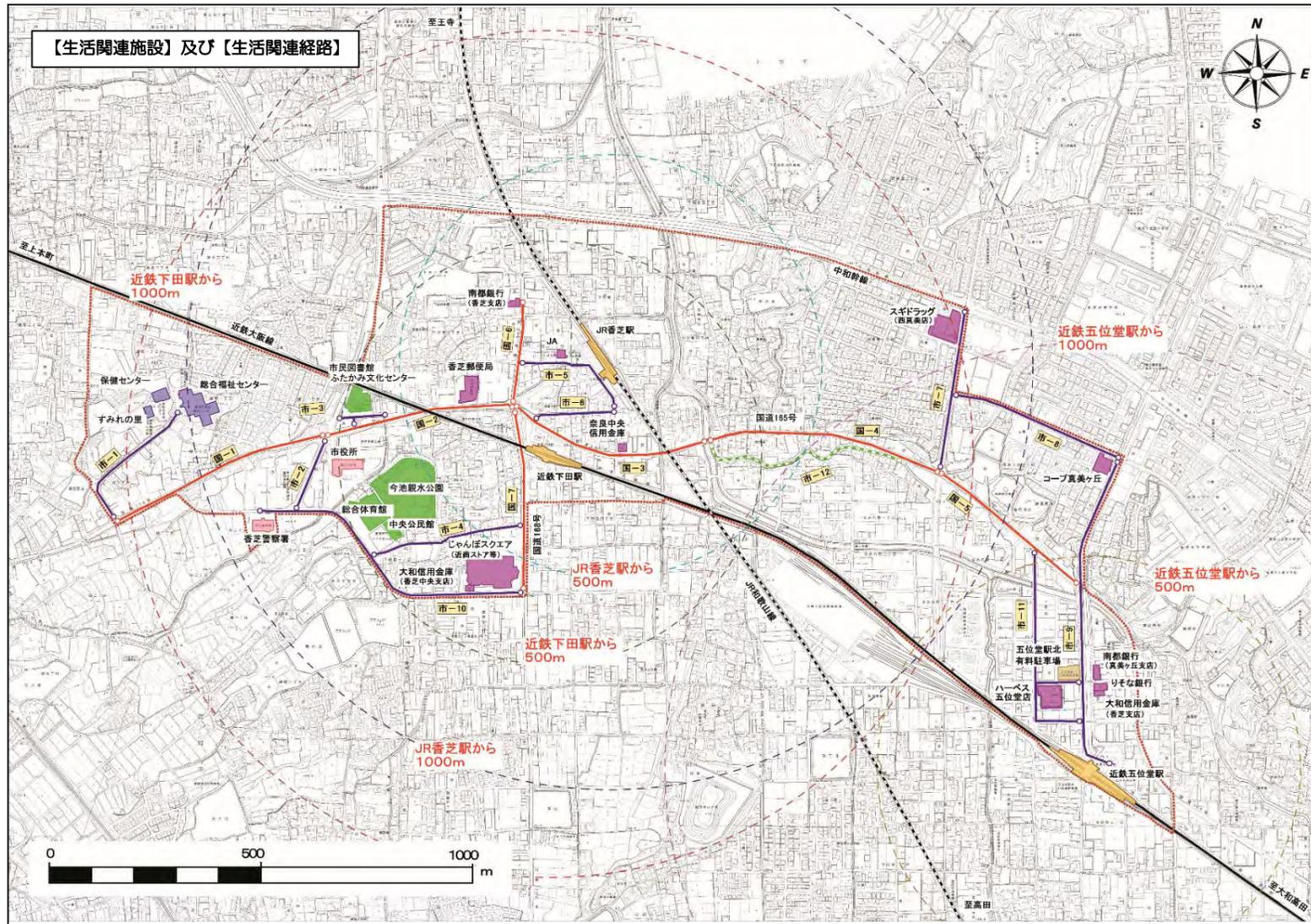
特定旅客施設 (1日平均利用者数)	JR香芝駅/3,216人 近鉄下田駅/4,743人 近鉄五位堂駅/28,470人 (平成30年度 奈良県統計年鑑)
重点整備地区の面積	約167ha
主な生活関連施設	市役所、ふたかみ文化センター、総合体育館、総合福祉センター、香芝警察署、今池親水公園、じゃんぼスクエア など
生活関連経路の延長	約8,200m

【位置図】



2. 香芝市バリアフリー特定事業計画 個別事業計画

■凡例	
事業完了箇所	
事業中箇所	

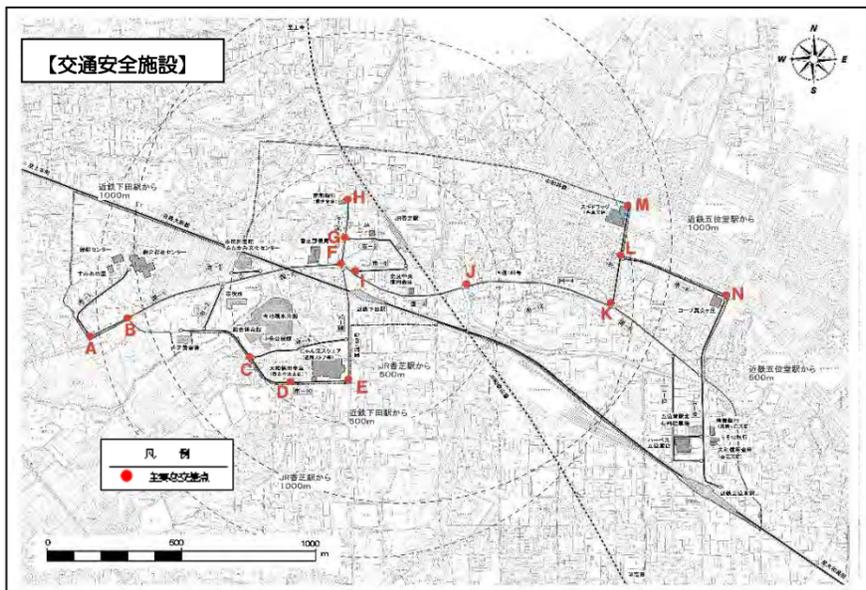


【生活関連施設】

区分	施設名	備考
特定旅客施設	JR香芝駅	・周辺に主要施設が多く立地 ・1日の平均乗降客数が5,000人/日以上又はバリアフリー化事業を優先的に実施する必要性が特に高い
	近鉄下田駅	
	近鉄五位堂駅	
官庁施設	香芝市役所	
	香芝警察署	
文化・レクリエーション施設	ふたかみ文化センター	・市民にとって重要な施設 ・高齢者や障がいのある方などが多く利用
	香芝市総合体育館	
	中央公民館	
医療・福祉施設	香芝市総合福祉センター	
	香芝市保健センター	
商業施設・郵便局・金融機関	大型商業施設	・地域内外を問わず多くの方が利用 ・高齢者や障がいのある方などが多く利用
	スーパーマーケット	
	ドラッグストア	
	郵便局、銀行、信用金庫、JA	
公園	今池親水公園	
駐車場	五位堂駅北有料駐車場	・主に地区外から来られた方々が、本施設を起点に周辺の主要施設を利用

【生活関連経路】

事業者(管理者)	路線名	区間	整理番号
国	国道 165 号	畑西交差点～市役所前交差点	国-1
		市役所前交差点～下田交差点	国-2
		下田交差点～栄橋交差点	国-3
		栄橋交差点～下田東3交差点	国-4
		下田東3交差点～真美ヶ丘幹線高架下	国-5
県	国道 168 号	南都銀行前～下田交差点	国-6
		下田交差点～磯壁交差点	国-7
市	市道 7 - 82,131 号線	総合福祉センター～国道 165 号畑西交差点	市-1
	市道 9 - 181 号線	香芝市役所南交差点～国道 165 号市役所前交差点	市-2
	市道 7 - 153,154 号線	ふたかみ文化センター前～国道 165 号	市-3
	市道 9 - 67 号線	香芝中学校前～国道 168 号	市-4
	市道 6 - 44,45 号線	国道 168 号～市道 6-46 号線	市-5
	市道 6 - 46 号線	国道 165 号～JR香芝駅前	市-6
	市道 8 - 16 号線	国道 165 号下田東3交差点～中和幹線	市-7
	市道 8 - 102 号線	真美ヶ丘幹線～市道 8-16 号線	市-8
	市道 8 - 340 号線	近鉄五位堂駅前～市道 8-102 号線	市-9
	市道 9 - 187 号線	国道 168 号磯壁交差点～香芝警察署前	市-10
	市道 10 - 175,182 号線	真美ヶ丘幹線～国道 165 号	市-11
	旧葛下川遊歩道	下田東2丁目～すみれ野1丁目	市-12



【交通安全施設】

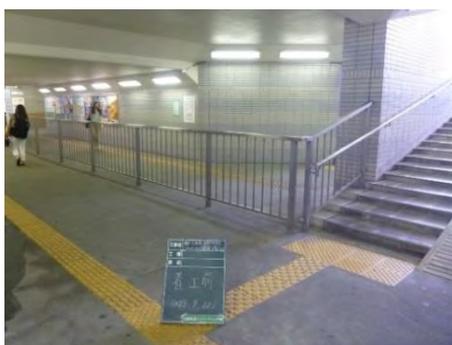
交差点名	整理記号	交差点名	整理記号
畑西交差点	A	下田北交差点	H
畑交差点	B	鹿島神社前交差点	I
香芝中学校前	C	栄橋交差点	J
磯壁西交差点	D	下田東3丁目交差点	K
磯壁交差点	E	西真美1丁目交差点	L
下田交差点	F	西真美3丁目交差点	M
下田西2丁目	G	香芝東中学校西	N

(1) 公共交通特定事業等

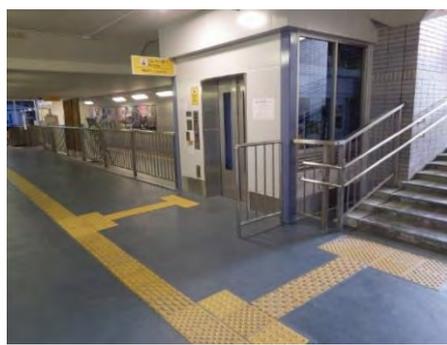
整備対象	近鉄五位堂駅	事業主体	近畿日本鉄道株式会社							
現状課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅構内の案内が分かりにくい。 ・ 券売機が車いす対応になっていない。 									
整備方針 (整備項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅構内の施設を利用しやすくなるように改良を行う。 									
事業内容 (●: 特定事業、○: その他事業又はソフト事業)		事業量	事業費	事業の実施計画 (年度)						備考
				～	30	R1	R2	R3	R4	
階段	○階段踏面端部の色の明確化の検討	—	—						→	※1
案内施設	●誘導チャイムの設置(入り口など)	—	—							※2
	○案内・誘導設備の改善・充実(分かりやすい表示など)	—	—						→	※1
プラットフォーム	○ホームドアなどの設置	—	—							※3
その他施設	○多機能トイレの増設	—	—							※1
	○トイレ入り口の音声案内	1箇所	—						→	※1
	○券売機の音声対応	1箇所	—						→	※1
	○券売機の車いす対応	1箇所	—						→	※4
事業実施に際し配慮すべき重要事項など										
<p>※1 技術的には可能だが、整備には長期的な検討が必要。</p> <p>※2 既に誘導チャイムを設置している改札口と近い場合、利用者の混乱を招く恐れがある。今後検討を要する。</p> <p>※3 現状の車両編成、線路の線形、駅の構造など他事業に要する費用などにより、対応は困難。</p> <p>※4 事業実施については、国(1/3)、地方自治体(1/3)からの事業費補助が前提。</p> <p>(国) 地域公共交通確保維持改善事業補助金、(奈良県) 奈良県鉄道駅バリアフリー整備事業補助金、 (香芝市) 香芝市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金</p>										

整備対象	近鉄下田駅	事業主体	近畿日本鉄道株式会社								
現状課題	・既にバリアフリー化を実施しているが、階段踏面端部の色彩の明確化、音声案内の充実など、今後もさらなるバリアフリー化が求められている。										
整備方針 (整備項目)	・平成28年度バリアフリー化整備を行った。 ・今後はより一層のバリアフリー化を目指し、長期的に検討する。										
事業内容 (●: 特定事業、○: その他事業又はソフト事業)		事業量	事業費	事業の実施計画(年度)						備考	
				～	30	R1	R2	R3	R4		～
階段・昇降設備	●エレベーターの設置	2箇所	—	完了							
	●階段手摺りの二段化	—	—	完了							
	○階段踏面端部の色の明確化の検討	—	—							→	※1
案内施設	●点字表示などの充実(料金表、案内表示など)	2箇所	—	完了							
	●誘導チャイムの設置	—	—	完了							
	○案内・誘導設備の改善・充実(分かりやすい表示など)	—	—	完了							
	○音声案内の充実	—	—							→	※1
プラットフォーム	●ホーム内方線の設置	2線	—	完了							
	●ホームと電車の隙間・段差の解消	2線	—	完了							
	○視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良(JIS基準への統一化)の検討	—	—							→	※1
	○ホームドアなどの設置	2線	—								※2
その他施設	●多機能トイレの設置(オストメイト対応など)	1箇所	—	完了							
	●トイレ入り口の段差解消	1箇所	—	完了							
	○照明の明るさの確保の検討(地下通路、地下改札、階段など)	—	—	完了							
	○券売機の音声対応	—	—							→	※1
	○券売機の車いす対応	—	—	完了							
	○トイレの改善(水洗化)	1箇所	—	完了							
事業実施に際し配慮すべき重要事項など ※1 技術的には可能だが、整備には長期的な検討が必要。 ※2 現状の車両編成、線路の線形、駅の構造など他事業に要する費用などにより、対応は困難。											

改良前



改良後



エレベーターの設置



点字表示などの充実
(料金表、案内表示など)



多機能トイレの設置
(オストメイト対応など)



券売機の車いす対応

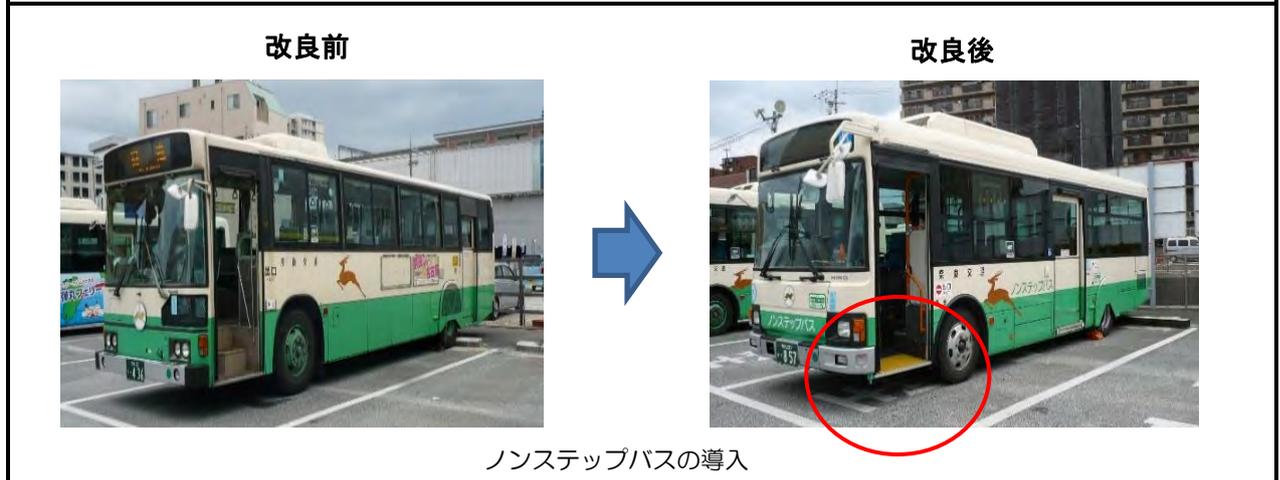
整備対象	JR香芝駅	事業主体	西日本旅客鉄道株式会社							
現状課題	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場から各ホームへの段差解消ができていない。 ・点字案内表示が不十分で、周辺案内板が無い。 ・分かりやすい案内・誘導となっていない。 ・ホーム内方線が設置されていないため、視覚障がい者の方が誤ってホームから転落する危険がある。 ・オストメイト対応など多機能トイレが設置されていない。 									
整備方針 (整備項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通移動等円滑化基準に基づき、改札口からホームなどへの移動経路においてバリアフリー化を行う。 ・案内施設の充実など、できるだけ分かりやすく、使いやすい設備になるように整備を行う。 									
事業内容 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)		事業量	事業費	事業の実施計画(年度)						備考
				～	30	R1	R2	R3	R4	
階段・昇降設備	●エレベーターの設置	—	—							協議中 ※1
	●階段手摺りの二段化	—	—	完了						
	○階段踏面端部の色の明確化の検討	—	—							※2
案内施設	●点字表示などの充実(案内表示など)	—	—							協議中 ※1
	●誘導チャイムの設置(改札入り口)	—	—							協議中 ※1
	○音声案内の充実	—	—							※2
	○案内・誘導設備の改善・充実(分かりやすい表示など)	—	—							※3
プラットフォーム	●ホーム内方線の設置	—	—							協議中 ※1
	●ホームと電車の隙間・段差の解消	—	—							協議中 ※1
	○視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良(JIS基準への統一化)の検討	—	—							協議中 ※1
	○ホーム、通路などの幅員拡幅	—	—							※2
	○ホームドアなどの設置	—	—							※2
その他施設	●多機能トイレの設置(オストメイト対応など)	—	—							協議中 ※1
	●トイレ入り口の段差解消	—	—							協議中 ※1
	○休憩施設の充実(改札内)	—	—							※2
	○券売機の音声対応	—	—							※2
	○券売機の車いす対応	—	—							※2
	○トイレの改善(男女共用トイレの個別化など)	—	—							※2
事業実施に際し配慮すべき重要事項など ※1 駅舎のバリアフリー化については、実施に向けて協議中。 ※2 駅前広場整備などの市事業やまちづくりと一体となった検討を要する。 ※3 近接駅のバリアフリー情報の提供などを検討。										

整備対象	乗合バス	事業主体	奈良交通株式会社
現状課題	<ul style="list-style-type: none"> ・現在順次五位堂駅発着路線のノンステップバスを導入している。今後も引き続き導入を進める。 ・時刻表などの表示が分かりにくい。また点字による表示が無い。 		
整備方針 (整備項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金などにより、ノンステップバス導入の促進を強化する。 ・時刻表などの表示を分かり易くするため、表示サイズの見直しや点字表示などについて検討する。電話案内も可能であるため、代替手段についても検討する。 		

	事業内容 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	事業量	事業費	事業の実施計画(年度)						備考	
				～	30	R1	R2	R3	R4		～
バス	○時刻表などの改良 (見やすい文字や点字表示など)	—	—							→	※1
停留所	○バスロケーションシステムの導入	—	—	完了							
バス 車両	●ノンステップバスの導入	—	—								※2※3
	●手すり・吊革、ステップ端部などの色彩による明確化	—	—								
	○車内でのオープンスペースの確保 (ベビーカー置き場など)	—	—								
	○ノンステップバスの運行情報の提供	—	—	完了							※4
その他	○乗務員への教育訓練の強化	—	—	完了							※5

事業実施に際し配慮すべき重要事項など

- ※1 時刻表の見直しを検討し、電話案内など代替手段についても検討する。また、点字表示については、関係団体などで作成して頂いたものを貼付することも検討する。
- ※2 ノンステップバスは手すり・吊革などの基準を満たしている。引き続き導入を継続する。
- ※3 奈良県バス環境向上事業補助金
- ※4 バスロケーションシステムで、ノンステップバスの運行情報が把握できる。
- ※5 乗務員への教育は既に実施している。今後も引き続き継続する。



整備対象	タクシー	事業主体	奈良県タクシー協会							
現状課題	バリアフリー事業は完了しているが、今後もバリアフリーに関する課題があれば、対応を検討していく。									
整備方針 (整備項目)	今後もバリアフリーに関する課題があれば、対応を検討していく。									
事業内容 (○：その他事業又はソフト事業)		事業量	事業費	事業の実施計画（年度）						備考
				～	30	R1	R2	R3	R4	
車両	○筆談メモ、ボードの常設			完了						
その他	○乗務員への教育訓練の強化			完了						
事業実施に際し配慮すべき重要事項など										

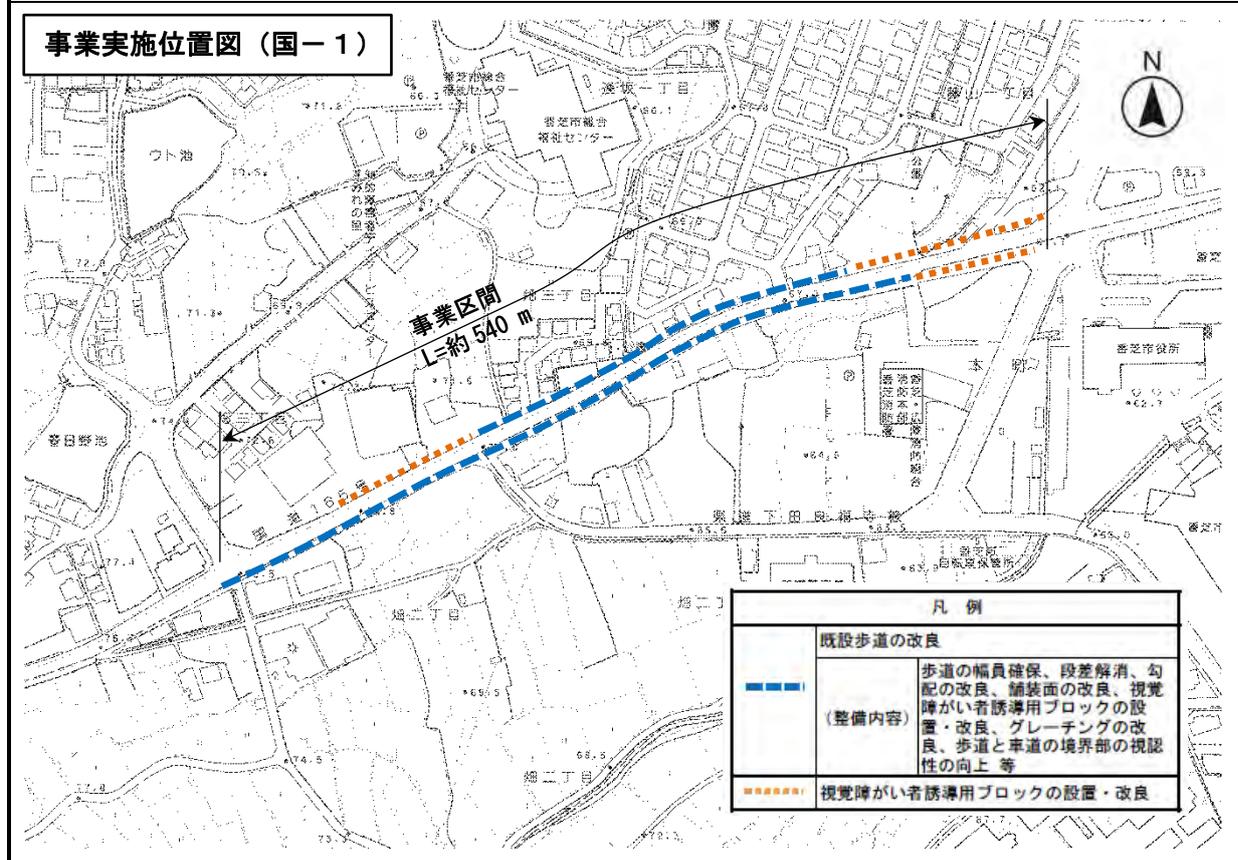
(2) 道路特定事業等

整備対象	国一	国道165号	事業主体	奈良国道事務所					
現状課題	<ul style="list-style-type: none"> 既設歩道幅員が狭い区間が一部ある。 視覚障がい者誘導用ブロックが未整備である。 歩道縁端部の段差、勾配がきつい箇所や舗装などの改良が必要である。 								
整備方針 (整備項目)	<ul style="list-style-type: none"> 現況道路幅員でのバリアフリー化（視覚障がい者誘導用ブロックの設置、歩道縁端部の段差解消、勾配がきつい箇所の改良、舗装などの改良）を図る。 								
事業内容 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	事業量	事業費	事業の実施計画（年度）						備考
			～ 30	R1	R2	R3	R4	～	
●有効幅員の確保（既設歩道有り）	61m	—						→	
●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良 (連続性の確保)	920m	—		→					—
●歩道と車道の段差解消（歩道縁端部など）	6箇所	—		→					—
●勾配がきつい箇所の改良 (横断、縦断、交差点部)	734m	—						→	
●グレーチングの改良（細目化）	17箇所	—		→					※1
●舗装などの改良（路面の凹凸改良など）	656m	—						→	—
○歩道と車道の境界部の視認性の向上	—	—		→					※2

事業実施に際し配慮すべき重要事項など

※1 細目化は既にも実施済み、キャップにてさらなる機能性の向上を目指す。

※2 縁石に反射板の設置を検討。

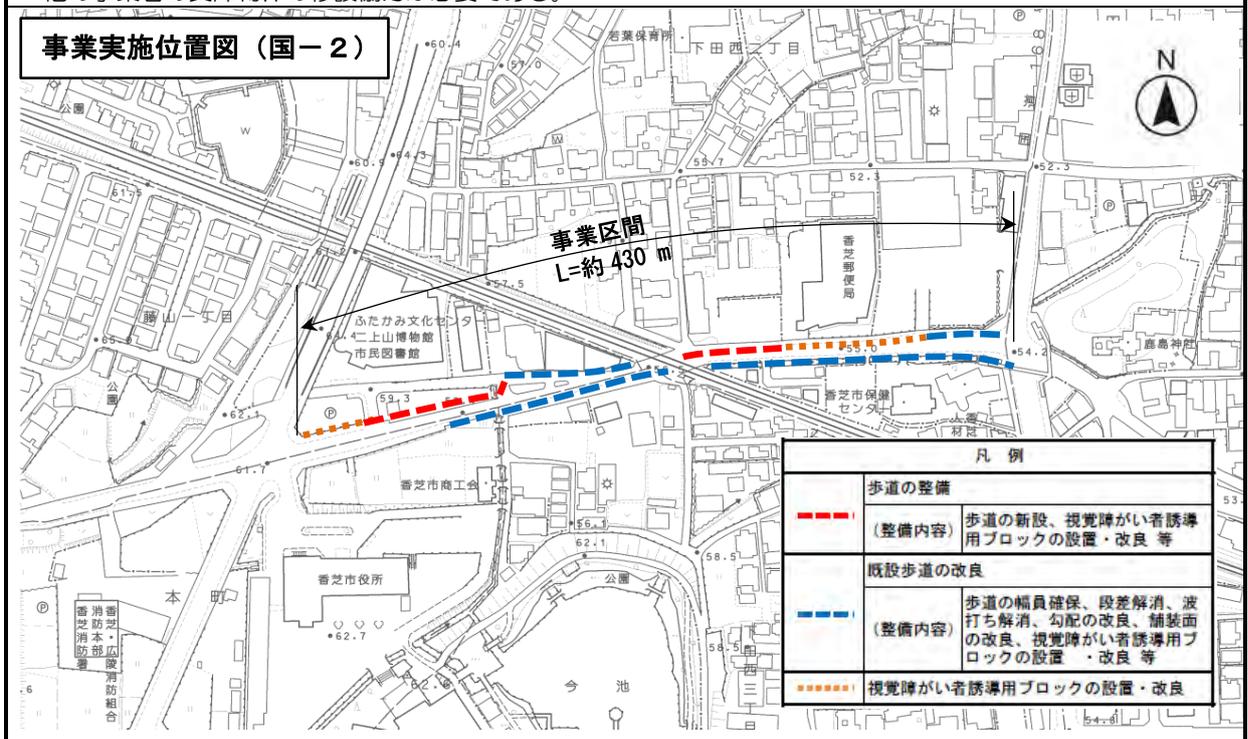


整備対象	国一2 国道165号	事業主体	奈良国道事務所
現状課題	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道が無い区間や歩道幅員が狭い区間が一部ある。 ・視覚障がい者誘導用ブロックが未整備である。 ・勾配がきつい箇所、支障物件の移設、歩道路面の凹凸の改良が必要である。 		
整備方針 (整備項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道が無い区間や現況の歩道幅員が狭小な区間があり、用地協力の理解を含め、歩道拡幅計画を立てる。 ・歩道整備に併せて、バリアフリー化（視覚障がい者誘導用ブロックの設置、勾配がきつい箇所、支障物件の移設、歩道路面の凹凸の改良など）を図る。 		

事業内容 (●：特定事業)	事業量	事業費	事業の実施計画（年度）						備考
			～ 30	R1	R2	R3	R4	～	
●歩道の整備（既設歩道無し）	134m	—						→	—
●有効幅員の確保（既設歩道有り）	338m	—						→	
●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良 （連続性の確保）	675m	—						→	
●歩道と車道の段差解消（歩道縁端部など）	2箇所	—						→	
●勾配がきつい箇所の改良 （横断、縦断、交差点部）	336m	—						→	
●支障物件の移設など（道路標識・電柱など）	—	—						→	
●舗装などの改良（路面の凹凸改良など）	182m	—						→	
●歩道波打ちの解消	57m	—						→	

事業実施に際し配慮すべき重要事項など

- ・用地協力が必要な区間であることから、地権者など関係者の理解の促進を図りながら、事業化を目指し関係機関との調整を進める。
- ・他の事業者の支障物件の移設協力が必要である。



整備対象	国-3	国道165号	事業主体	奈良国道事務所
-------------	-----	--------	-------------	---------

現状課題	<ul style="list-style-type: none"> 歩道が無い区間であり、建物が道路に近接している。 視覚障がい者誘導用ブロックが未整備である。
-------------	---

整備方針 (整備項目)	<ul style="list-style-type: none"> 歩道が無い区間であり、用地協力の理解を含め、歩道整備を行っていく。 歩道整備に併せて視覚障がい者誘導用ブロックを設置していく。
------------------------	--

事業内容 (●: 特定事業)	事業量	事業費	事業の実施計画 (年度)						備考
			～ 30	R1	R2	R3	R4	～	
●歩道の整備 (既設歩道無し)	212m	—	→						—
●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良	432m	—	→						—

事業実施に際し配慮すべき重要事項など

- ・用地買収が必要な区間であることから、地権者などの協力を得て事業の促進を図る。
- ・現在事業中の区間であり、今後も引き続き整備を進める。

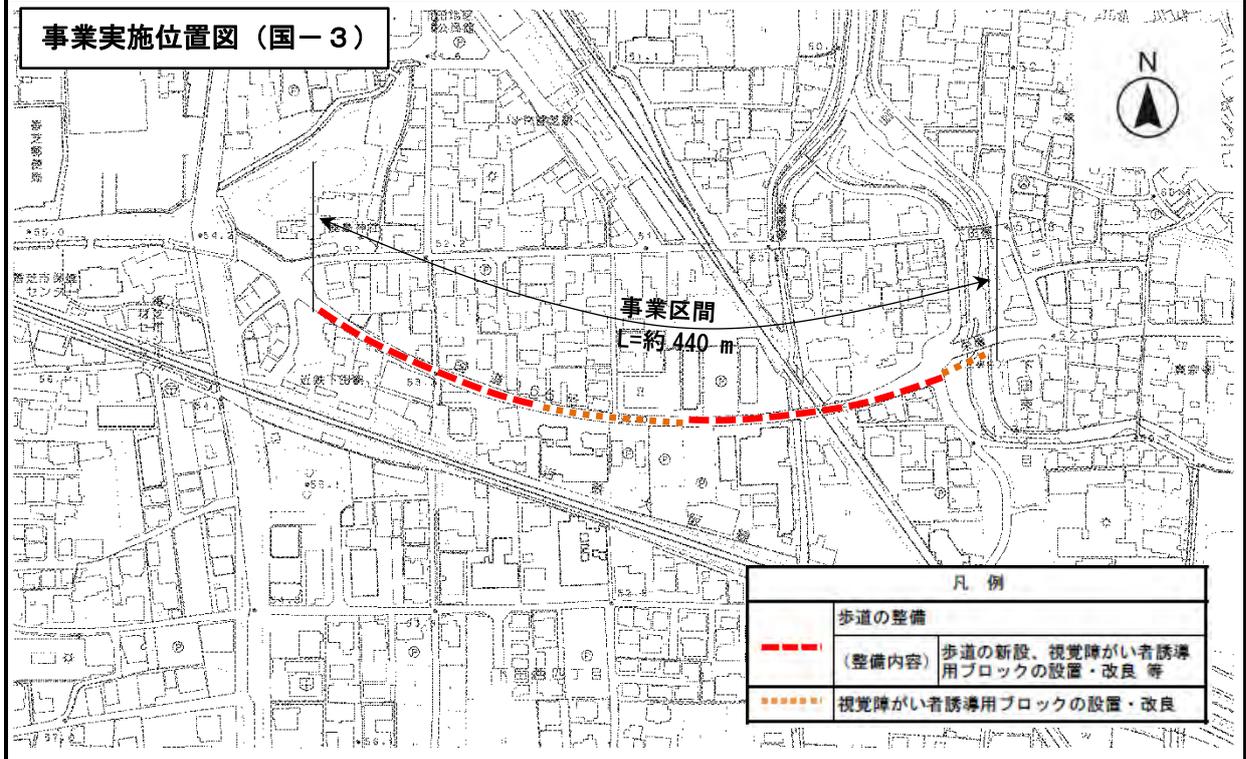
改良前



改良後



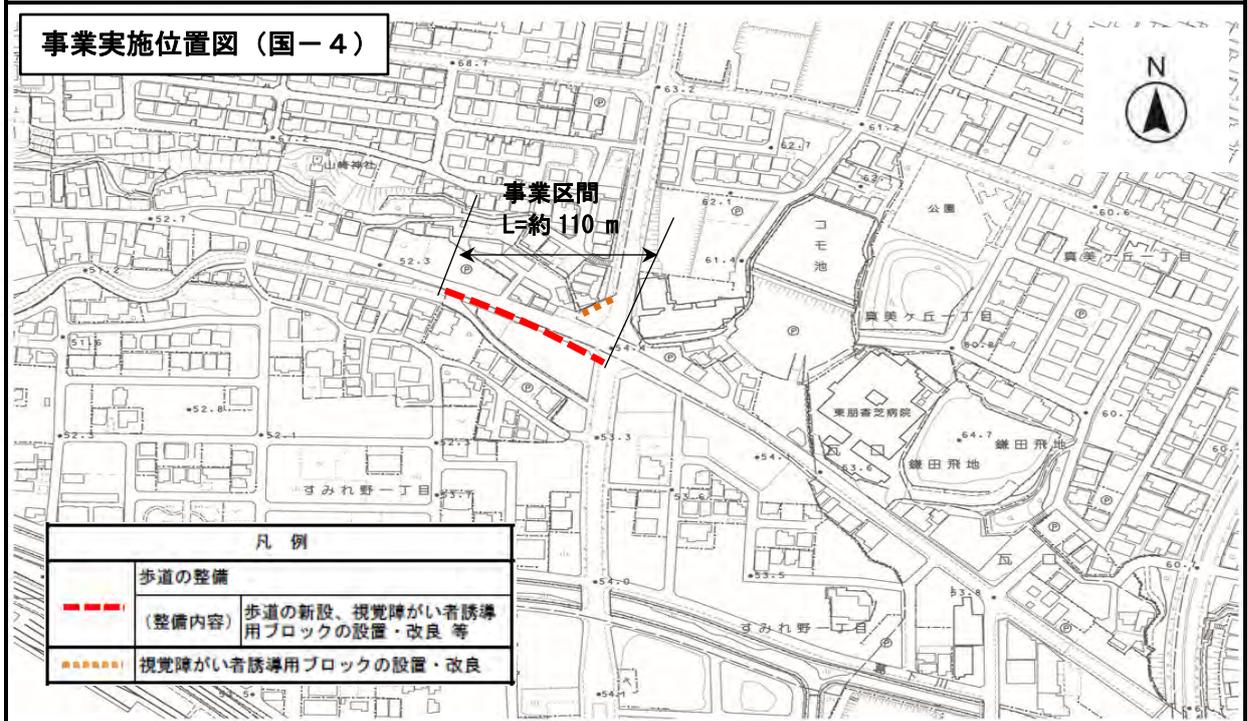
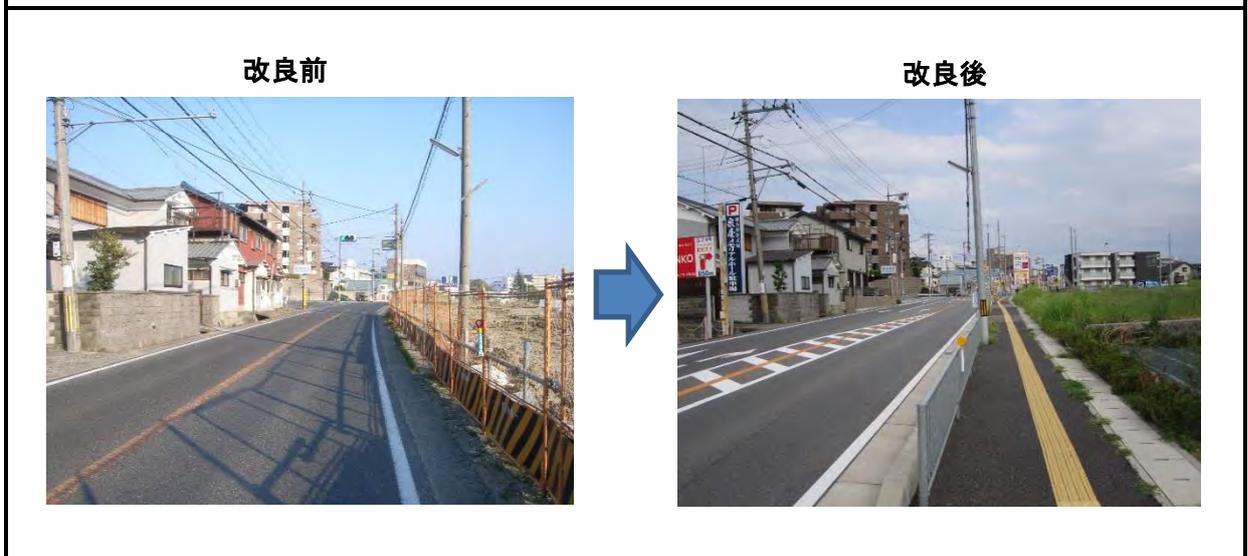
事業実施位置図 (国-3)



整備対象	国-4 国道165号	事業主体	香芝市（都市計画課）					
現状課題	<ul style="list-style-type: none"> ・当該区間については、平成25年度に五位堂第二地区土地区画整理事業により施工済み。 ・今後も利用しやすい状態を保つよう維持管理に努める。 							
整備方針（整備項目）	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業による国道拡幅に伴い、歩道及び視覚障がい者誘導用ブロックなどの整備を行った。 							
事業内容 (●：特定事業)	事業量	事業費	事業の実施計画（年度）					備考
			～ 30	R1	R2	R3	R4	
●歩道の整備（既設歩道無し）	110m	—	完了					社会資本整備総合交付金(都市再生)
●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良	110m	—	完了					

事業実施に際し配慮すべき重要事項など

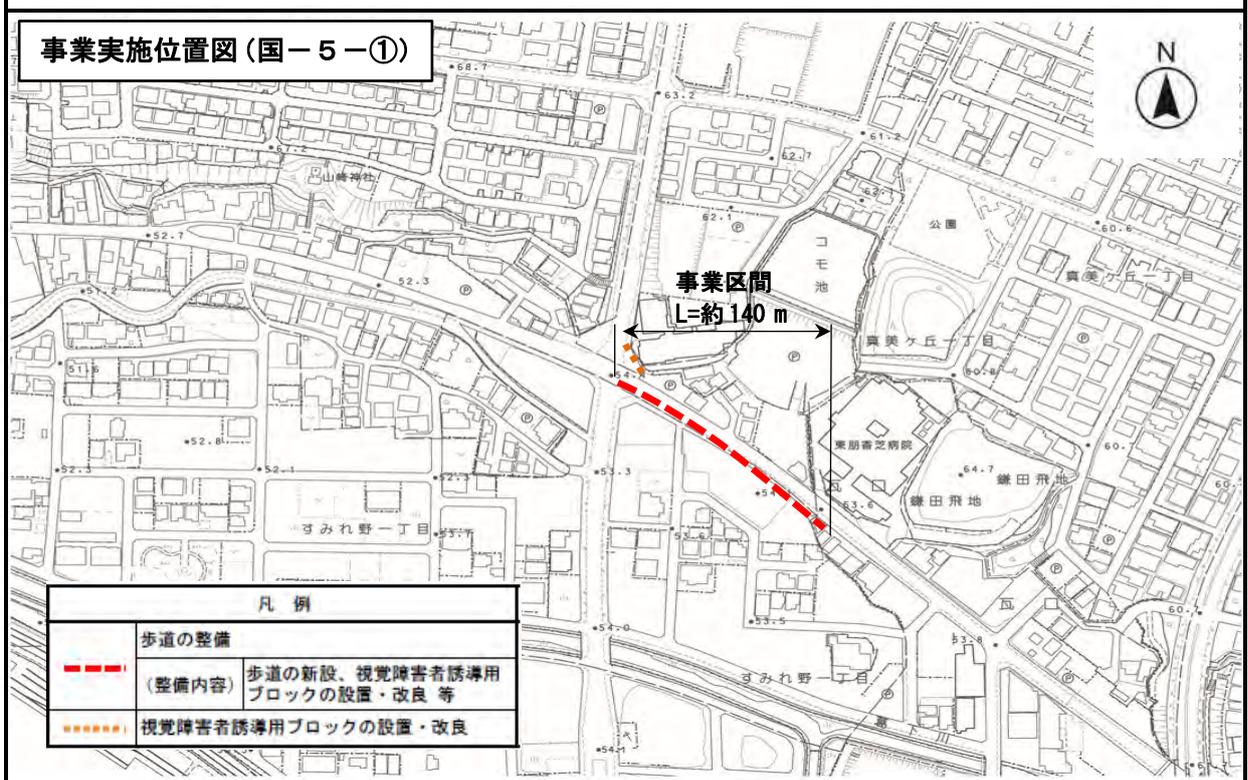
- ・旧葛下川遊歩道（市-12）との連続性を確保した。



整備対象	国-5-① 国道165号	事業主体	香芝市（都市計画課）
現状課題	<ul style="list-style-type: none"> ・当該区間については、平成25年度に五位堂第二地区土地区画整理事業により施工済み。 ・今後も利用しやすい状態を保つよう維持管理に努める。 		
整備方針（整備項目）	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業による国道拡幅に伴い、歩道及び視覚障がい者誘導用ブロックなどの整備を行った。 		

事業内容 (●：特定事業)	事業量	事業費	事業の実施計画（年度）					備考
			～ 30	R1	R2	R3	R4	
●歩道の整備（既設歩道無し）	140m	—	完了					社会資本整備総合交付金 (都市再生)
●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良	140m	—	完了					

事業実施に際し配慮すべき重要事項など

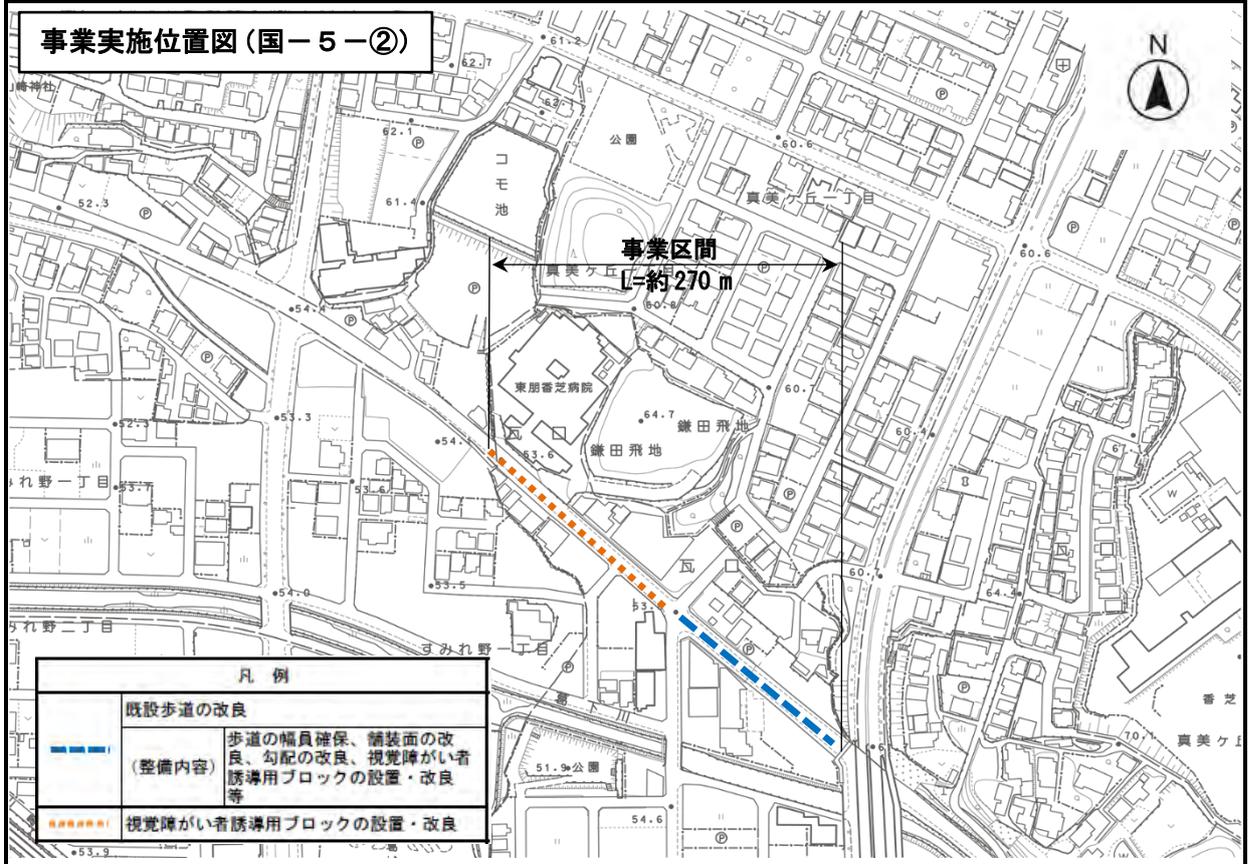


整備対象	国-5-② 国道165号	事業主体	奈良国道事務所
現状課題	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の未整備区間であり、建物が道路に近接している。 視覚障がい者誘導用ブロックが未整備である。 勾配がきつい箇所、舗装などの改良が必要である。 		
整備方針 (整備項目)	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の未整備区間や現況の歩道幅員が狭小な区間があり、用地協力の理解を含め、歩道拡幅計画を立てる。 歩道整備に併せて、バリアフリー化（視覚障がい者誘導用ブロックの設置、勾配がきつい箇所、支障物件の移設など）を図る。 		

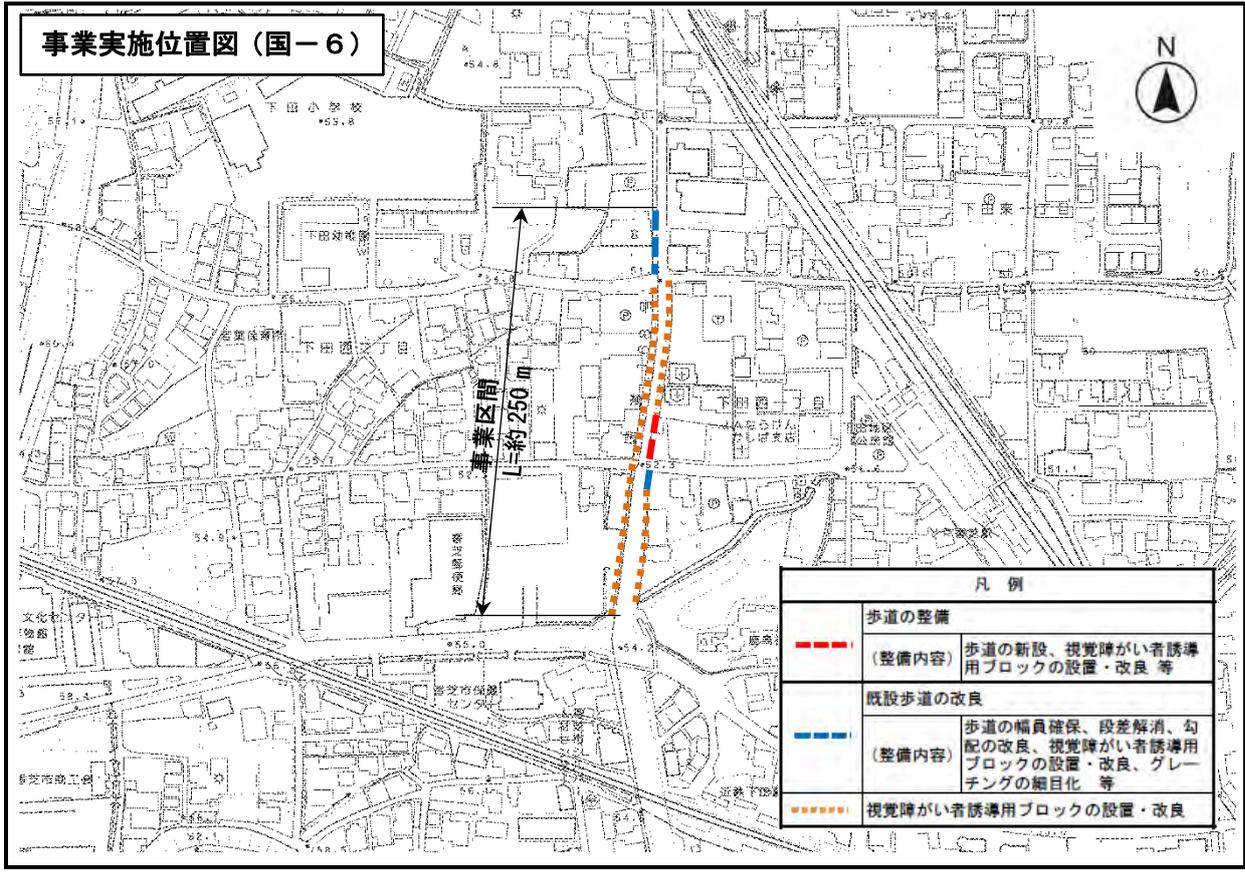
事業内容 (●: 特定事業)	事業量	事業費	事業の実施計画 (年度)						備考	
			～ 30	R1	R2	R3	R4	～		
●有効幅員の確保 (既設歩道有り)	86m	—							→	—
●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良	304m	—							→	
●勾配がきつい箇所の改良 (横断、縦断、交差点部)	46m	—							→	
●支障物件の移設など(道路標識・電柱など)	—	—							→	
●舗装などの改良 (路面の凹凸改良など)	—	—							→	

事業実施に際し配慮すべき重要事項など

- ・用地協力が必要な区間であることから、地権者など関係者の理解の促進を図りながら、事業化を目指し関係機関との調整を進める。



整備対象	国一六	国道168号	事業主体	奈良県（高田土木事務所）					
現状課題	<ul style="list-style-type: none"> 一部事業については整備済み。引続き、バリアフリー整備を行う。 支障物件については、信号が共架しているため移設先の確保など、長期的な検討が必要。 								
整備方針 (整備項目)	<ul style="list-style-type: none"> グレーチングの改良や視覚障がい者誘導用ブロックの整備などを優先的に実施を検討。 								
事業内容 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	事業量	事業費	事業の実施計画（年度）						備考
			～	30	R1	R2	R3	R4	
●歩道の整備（既設歩道無し）	30m	—	完了						※1
●有効幅員の確保（既設歩道有り）	1箇所	—						→	—
●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良	315m	—			→				※1
●グレーチングの改良（細目化）	5箇所	—		→					—
●歩道と車道の段差解消（歩道縁端部など）	5箇所	—	→						※1
●勾配がきつい箇所の改良 （横断、縦断、交差点部）	1箇所	—		→					
●支障物件の移設など（道路標識・電柱など）	—	—						→	※2
○側溝蓋の改良（穴が大きい）	80m	—		→					
事業実施に際し配慮すべき重要事項など									
※1 防災・安全交付金事業 ※2 問題の電柱に信号機が共架されており、すぐには対応できない。移設場所などを踏まえ、長期的な検討が必要。									
改良前					改良後				
									



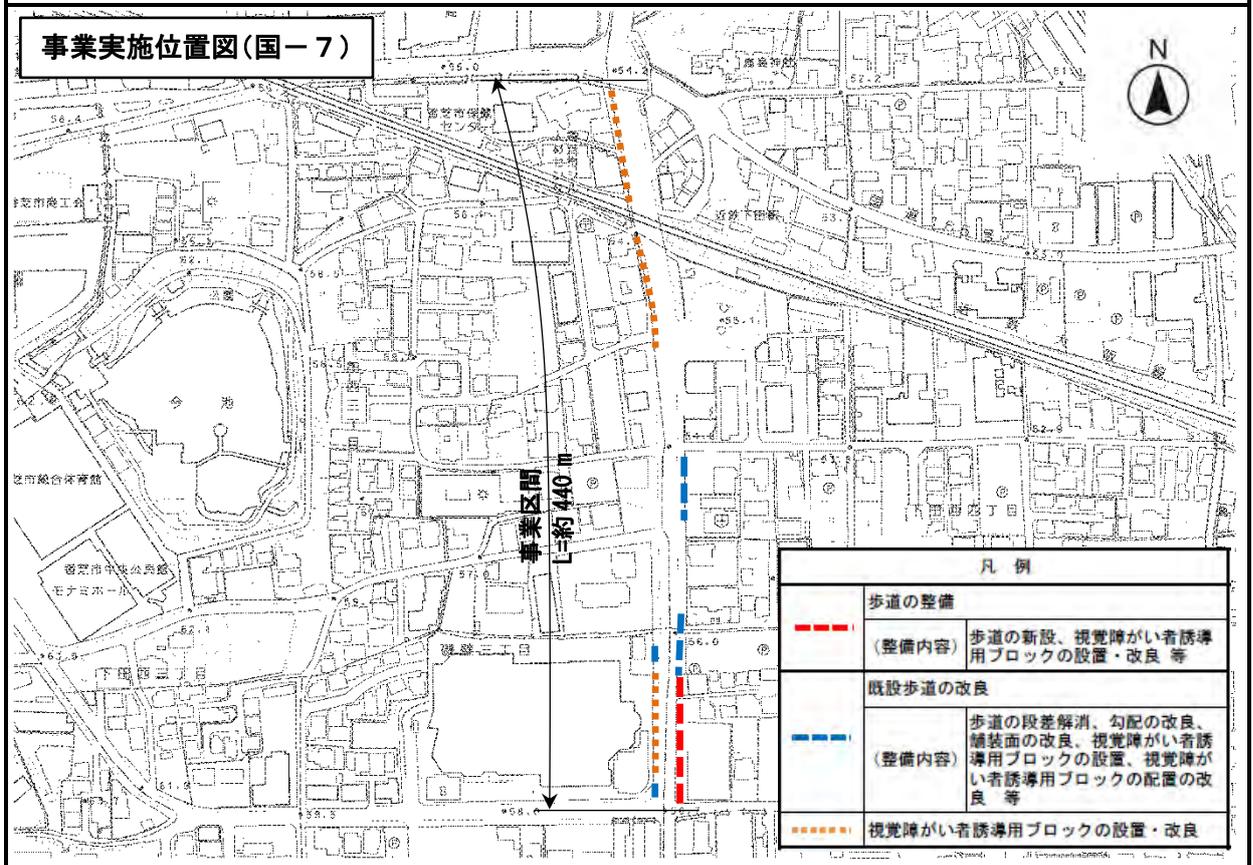
整備対象	国一7 国道168号	事業主体	奈良県（高田土木事務所）
現状課題	・一部事業については整備済み。引続き、バリアフリー整備を行う。		
整備方針（整備項目）	・視覚障がい者誘導用ブロックの設置、勾配がきつい箇所の改良、舗装などの改良について、優先的に整備を検討。		

事業内容 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	事業量	事業費	事業の実施計画（年度）					備考	
			～ 30	R1	R2	R3	R4		～
●歩道の整備（未整備箇所）	60m	—	完了						※1
●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良（連続性の確保）	240m	—							※1
●視覚障がい者誘導用ブロックの配置の改良（段差・グレーチングの回避）	1箇所	—							※2
●歩道と車道の段差解消（歩道縁端部など）	12箇所	—							
●勾配がきつい箇所の改良（横断、縦断、交差点部）	5箇所	—							※1
●舗装などの改良（路面の凹凸改良など）	30m	—							
○車止めの色彩変更（識別しやすい色彩）	—	—							—
○支障物件の移設、撤去、整理など（陳列物、看板、自転車など）	—	—	完了						

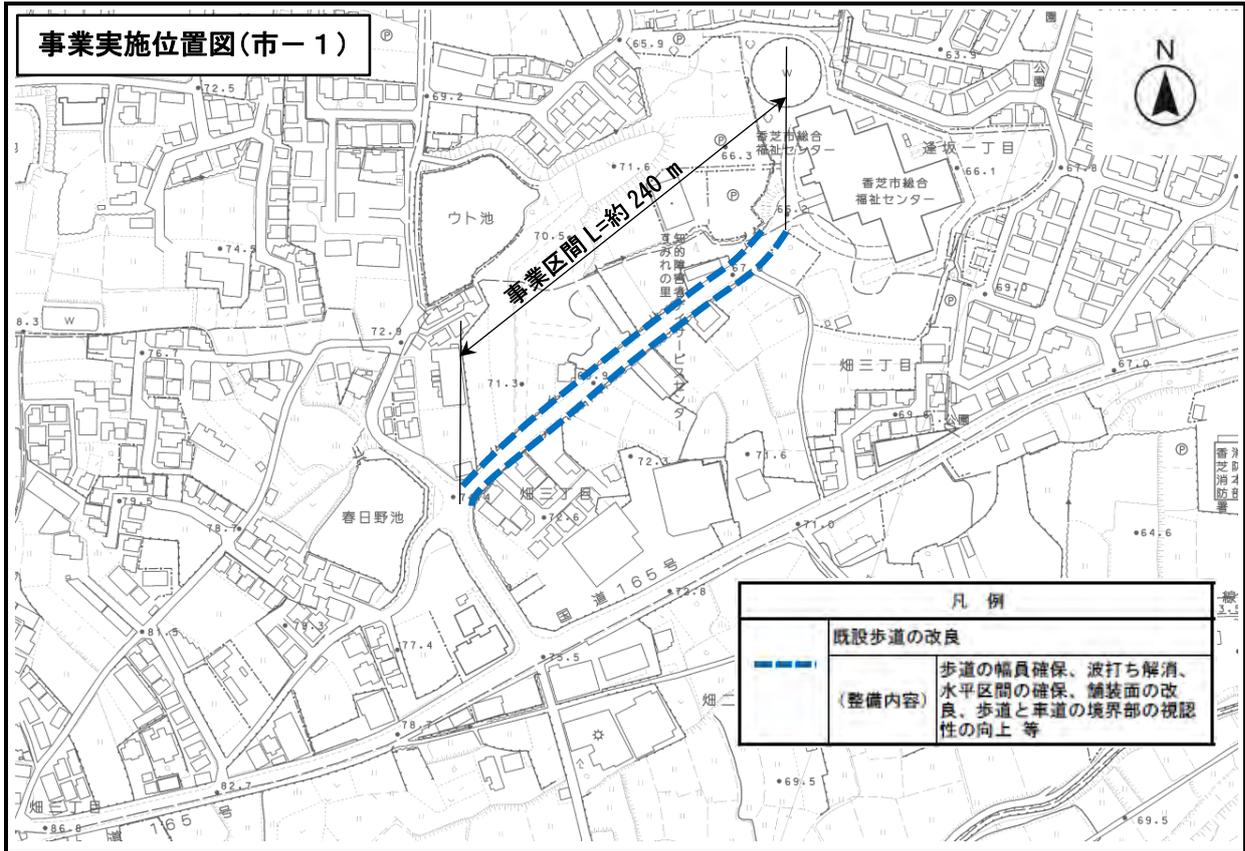
事業実施に際し配慮すべき重要事項など

※1 防災・安全交付金事業

※2 グレーチング・段差を視覚障がい者誘導用ブロックの誘導で避けることで対応する。



整備対象	市一 1	市道 7-82 号線 市道 7-131 号線	事業主体	香芝市（農政土木管理課）						
現状課題	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度市道 7-131 号線歩道整備工事にて対応済みであるが、歩道と車道の境界部における視認性が低いなど、さらなるバリアフリー化が求められている。 									
整備方針 (整備項目)	<ul style="list-style-type: none"> 縁石にセーフティアイを設置するなど、ソフト対応を検討。 									
事業内容 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	事業量	事業費	事業の実施計画（年度）							備考
			～	30	R1	R2	R3	R4	～	
●有効幅員の確保（既設歩道有り）	480m	—	完了						防災・安全 交付金事業 (交通安全)	
●歩道波打ちの解消	480m	—	完了							
●水平区間の確保（車乗り入れ部）	480m	—	完了							
●舗装などの改良（路面の凹凸改良など）	480m	—	完了							
○歩道と車道の境界部の視認性の向上	—	—						➡	※1	
事業実施に際し配慮すべき重要事項など										
※1 適宜セーフティアイの設置を検討。										
改良前					改良後					
										

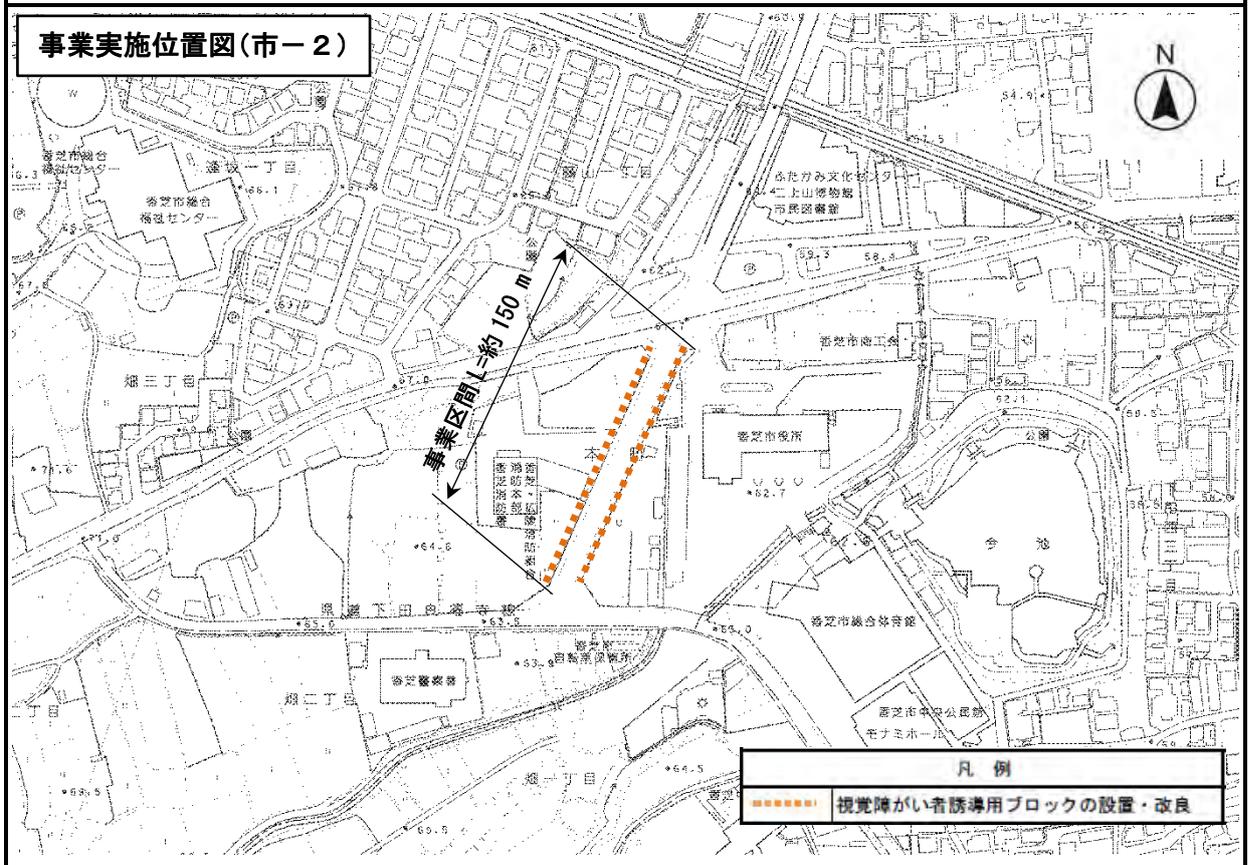


整備対象	市-2	市道 9-181 号線	事業主体	香芝市（農政土木管理課）	
現状課題	・視覚障がい者誘導用ブロックが未整備である。				
整備方針 (整備項目)	・視覚障がい者誘導用ブロックを設置することにより、視覚障がい者が安心して、円滑に移動できる改善を行う。				
事業内容 (●: 特定事業、○: その他事業又はソフト事業)	事業量	事業費	事業の実施計画 (年度)		備考
			~ 30	R1 R2 R3 R4 ~	
●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良	300m	—		→	※1

事業実施に際し配慮すべき重要事項など

※1 防災・安全交付金事業（交通安全）

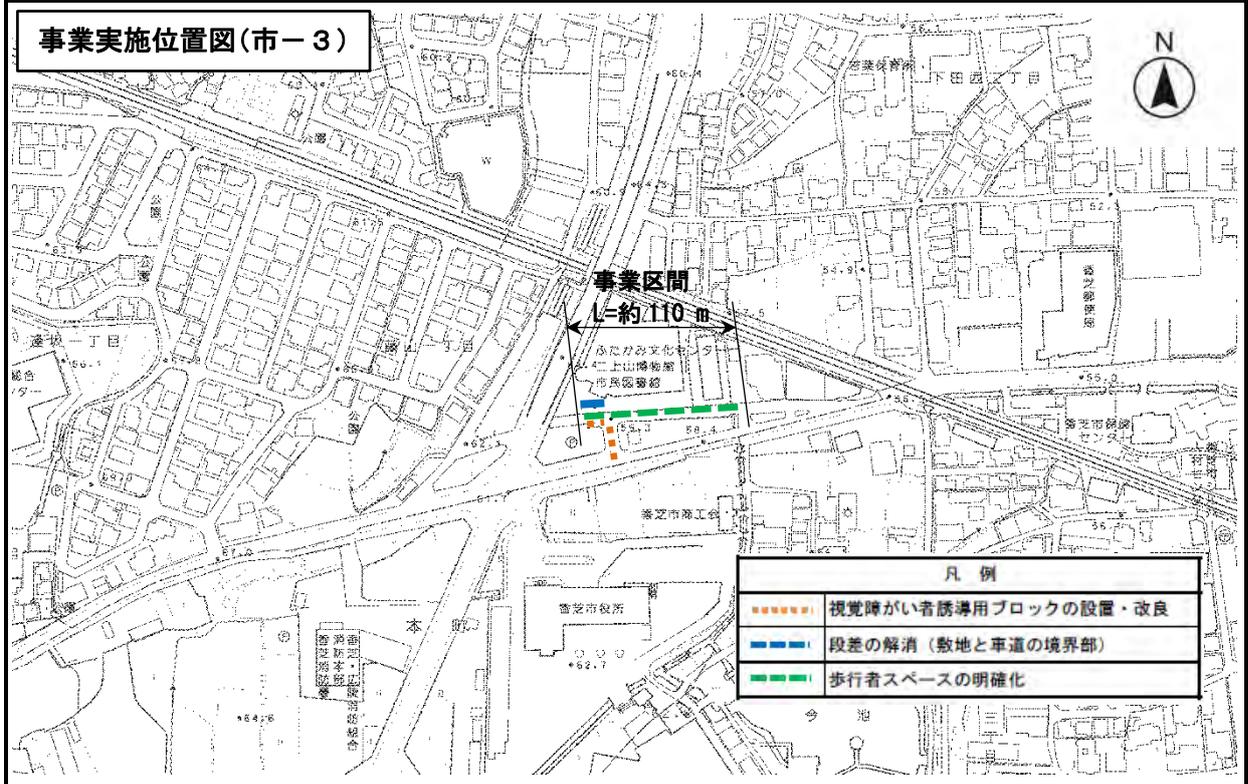
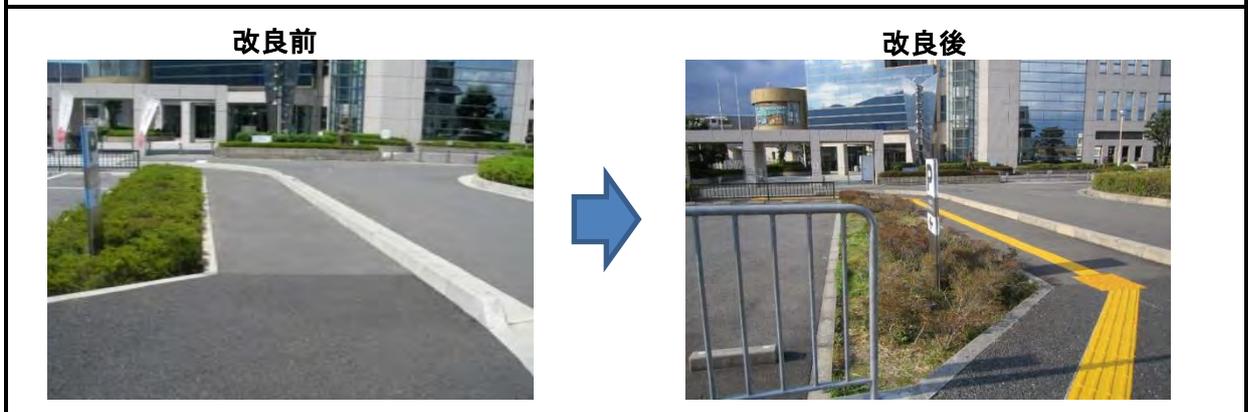
- ・視覚障がい者誘導用ブロックを設置するにあたり、歩行者動線において支障となる車止めなどの移設も併せて行う。



整備対象	市-3	市道 7-153 号線 市道 7-154 号線	事業主体	香芝市（農政土木管理課）				
現状課題	・平成 30 年度整備済みである。今後も利用しやすいよう維持管理に努める。							
整備方針 (整備項目)	・現在はバリアフリー上の課題はないように思えるが、引き続き誰もが利用しやすいよう維持管理を行う。							
事業内容 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	事業量	事業費	事業の実施計画（年度）					備考
			～ 30	R1	R2	R3	R4	
●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良 (既設歩道有り)	30m	—	完了					防災・安全 交付金事業 (交通安全)
●段差解消（敷地と車道の境界部）	15m	—			→			
○歩行者スペースの明示など	90m	—	完了					

事業実施に際し配慮すべき重要事項など

- ・視覚障がい者誘導用ブロックを設置するにあたり、ふたかみ文化センターの出入り口との連続性を確保した。
- ・平成 30 年度実施済み。ふたかみ文化センターの出入り口との連続性を確保した。



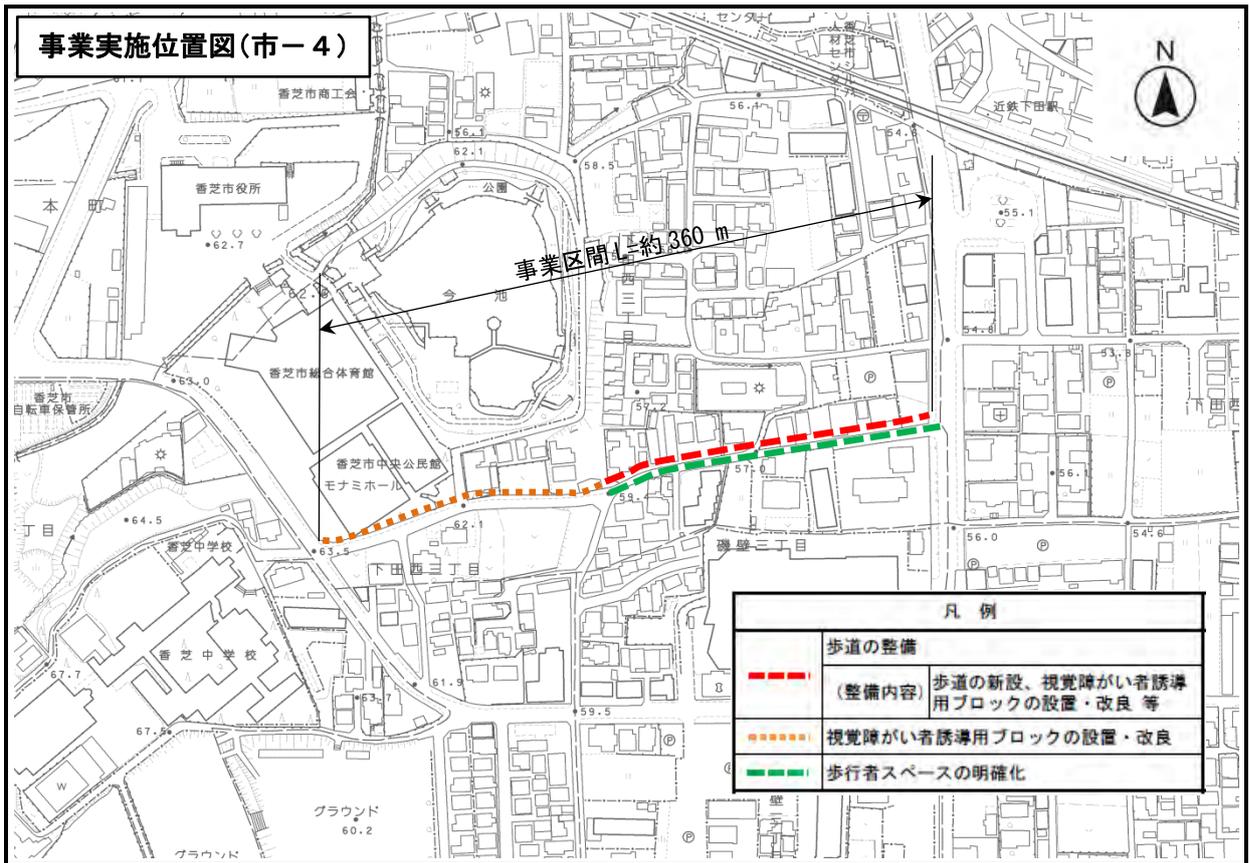
整備対象	市-4 市道 9-67 号線	事業主体	香芝市（土木課・農政土木管理課）
現状課題	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者誘導用ブロックが未整備である。 ・歩道が途中で途切れている。 		
整備方針（整備項目）	<ul style="list-style-type: none"> ・既設歩道区間については、視覚障がい者誘導用ブロックを設置することにより、視覚障がい者が安心して、円滑に通行できるよう改善を図る。 ・歩道未整備区間における歩道整備については、現況の道路幅員が狭く、また建物が建ち並んでいることから、短期的な実施は不可能である。そのため、歩道整備までの経過措置として、路側帯に歩行者スペースの明示を行うなど、道路の移動等円滑化基準に準じたバリアフリー整備を進める。 		

事業内容 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	事業量	事業費	事業の実施計画（年度）							備考
			～	30	R1	R2	R3	R4	～	
●歩道の整備（既設歩道無し）	190m	—							➡	※1
●有効幅員の確保（既設歩道有り）	1箇所	—	完了							
●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良（既設歩道有り）	170m	—							➡	※3
●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良（既設歩道無し）	190m	—							➡	※2※3
○歩行者スペースの明示など（既設歩道無し）	190m	—	完了							※3

事業実施に際し配慮すべき重要事項など

- ※1 他事業との予算配分などを考慮しながら実施。
- ※2 歩道整備に合わせて実施。
- ※3 防災・安全交付金事業(交通安全)
 - ・視覚障がい者誘導用ブロックを設置するにあたり、中央公民館の出入り口との連続性を確保する。
 - ・歩道の整備については、用地買収が必要なことから、地権者などの協力を得て、事業の促進を図る。

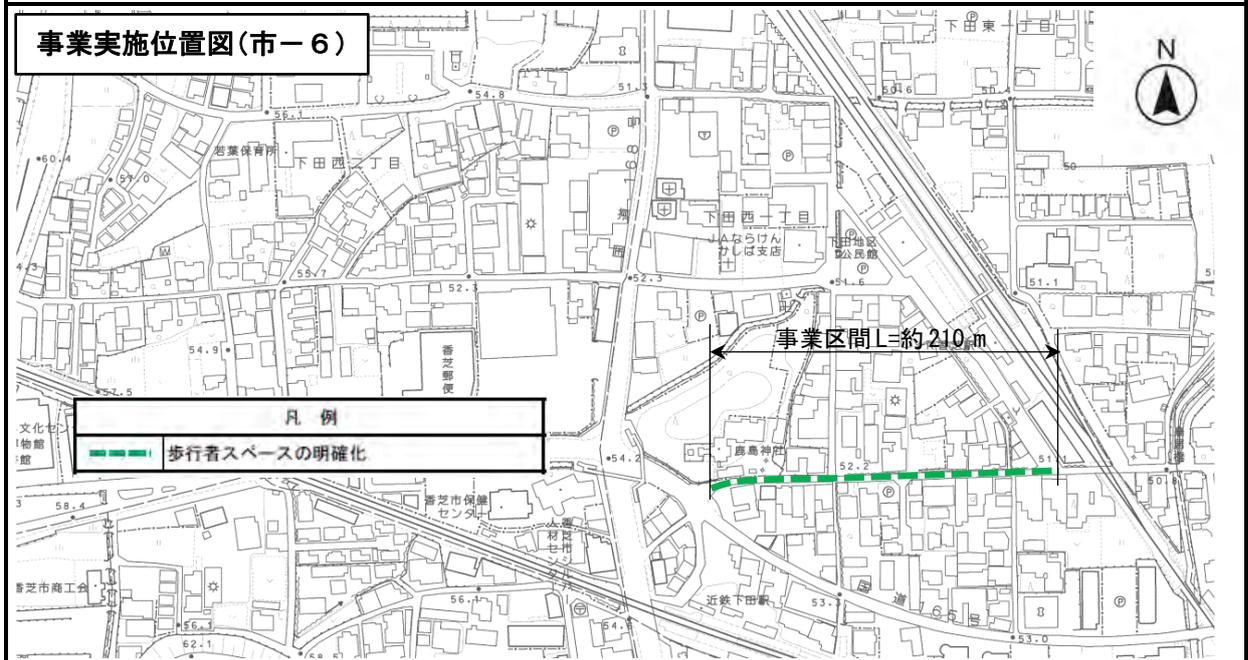




整備対象	市-6 市道 6-46 号線	事業主体	香芝市（農政土木管理課）				
現状課題	・平成 29 年度に整備済みである。引き続き維持管理に努める。						
整備方針 （整備項目）	・道路幅員が狭く、構造物による歩車分離が不可能であることから、路側帯において歩行者スペースの明示を行った。						
事業内容 （○：その他事業又はソフト事業）	事業量	事業費	事業の実施計画（年度）				備考
			～ 30	R1	R2	R3	
○歩行者スペースの明示など（既設歩道無し）	210m	—	完了				※1

事業実施に際し配慮すべき重要事項など

※1 防災・安全交付金事業（交通安全）



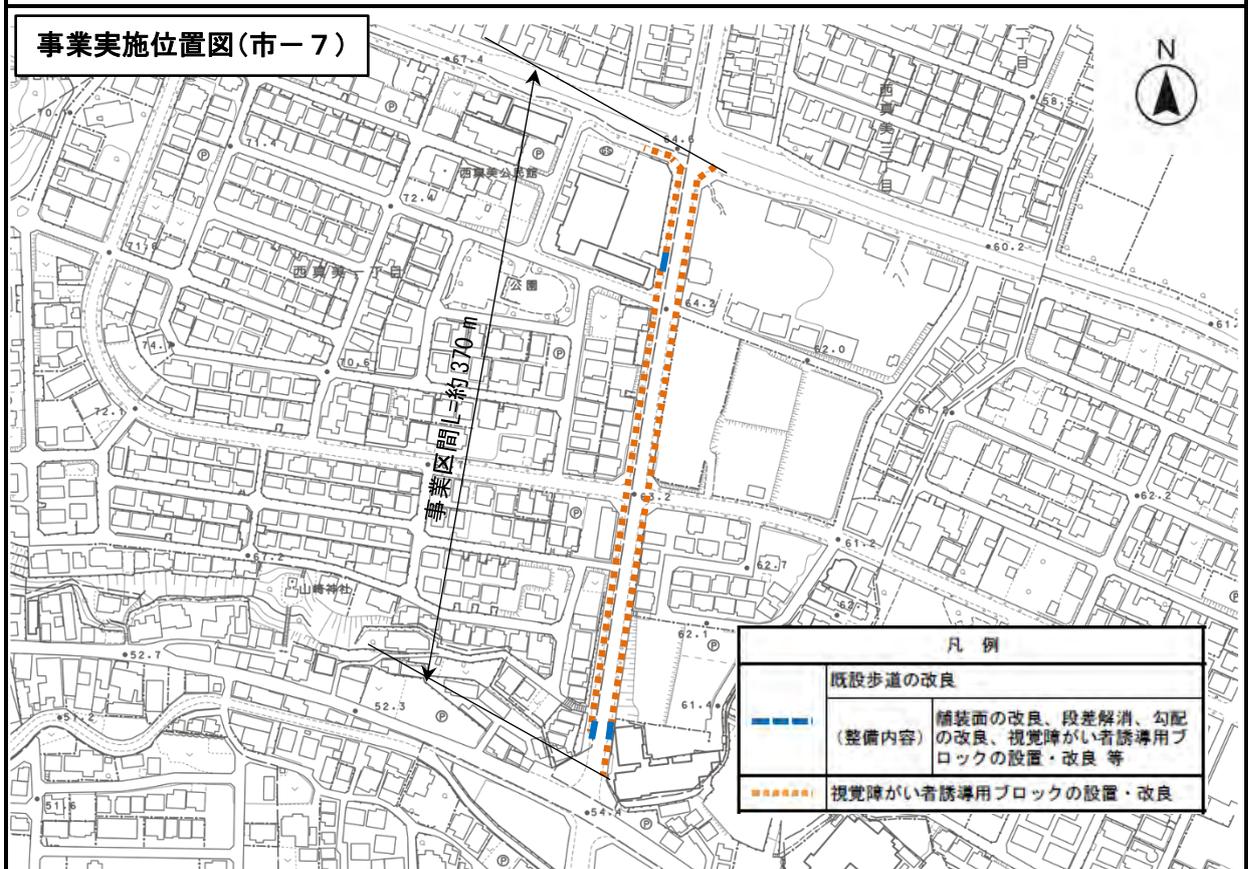
整備対象	市一七 市道 8-16 号線	事業主体	香芝市（農政土木管理課）
現状課題	<ul style="list-style-type: none"> 歩道に視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない。 歩道縁端部において、車道と歩道との段差やすり付け勾配がきつい箇所があり、車いす使用者などの円滑な通行の妨げとなっている。 当該道路は、ほぼ全区間を通して急勾配が続くことから、車いす使用者などの円滑な通行の妨げとなっている。 		
整備方針（整備項目）	<ul style="list-style-type: none"> 既設歩道に視覚障がい者誘導用ブロックの設置を行うとともに、歩道縁端部での車道と歩道との段差や勾配がきつい箇所の改善など、高齢者や障がい者をはじめ、すべての人が安心して円滑に移動できる歩道整備を進める。 		

●：特定事業	事業内容	事業量	事業費	事業の実施計画（年度）							備考	
				～	30	R1	R2	R3	R4	～		
●	視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良	740m	—									※1
●	歩道と車道の段差解消（歩道縁端部など）	1箇所	—									
●	勾配がきつい箇所の改良 （横断、縦断、交差点部）	2箇所	—									
●	舗装などの改良（路面の凹凸改良など）	740m	—	完了								

事業実施に際し配慮すべき重要事項など

※1 防災・安全交付金事業（交通安全）

- 当該区間については、坂道が長く続くことから、助け合いの意識を喚起する標識などを設置し、車いす使用者などへの配慮も併せて行う。

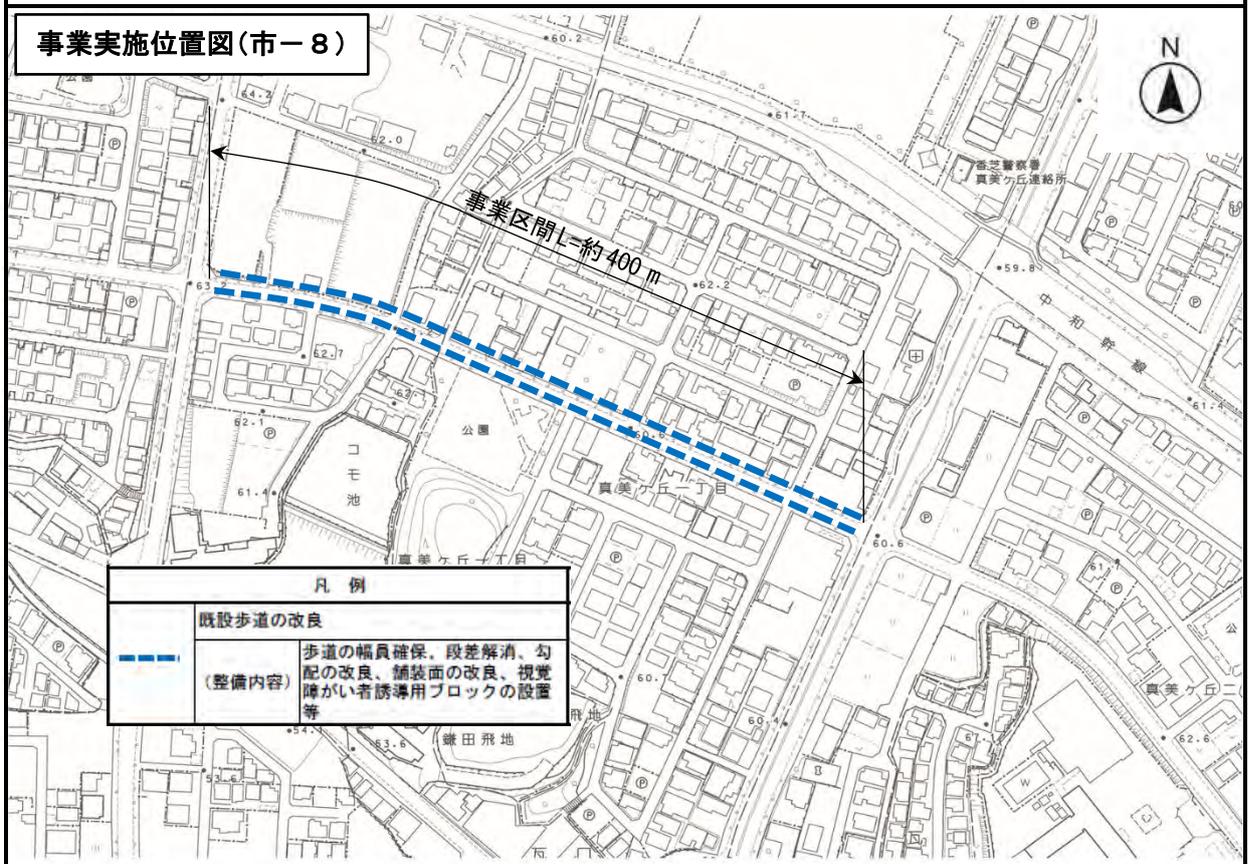


整備対象	市-8	市道 8-102 号線	事業主体	香芝市（農政土木管理課）
現状課題	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道に視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない。 ・歩道縁端部において、車道と歩道との段差やすり付け勾配がきつい箇所があり、車いす使用者などの円滑な通行の妨げとなっている。 ・歩道内における植栽などの占有により、有効幅員が狭い箇所があり、車いす使用者などのすれ違いが困難な状況である。 			
整備方針 (整備項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道を改良するにあたっては、有効幅員の確保に努めると共に、視覚障がい者誘導用ブロックの設置や車道と歩道との段差や勾配がきつい箇所などの改善など、すべての人が安心して、円滑に通行できる歩道改良を進める。 			

事業内容 (●：特定事業)	事業量	事業費	事業の実施計画（年度）						備考
			～ 30	R1	R2	R3	R4	～	
●有効幅員の確保（既設歩道有り）	800m	—						→	※1
●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良	800m	—						→	
●歩道と車道の段差解消（歩道縁端部など）	—	—						→	
●勾配がきつい箇所の改良 (横断、縦断、交差点部)	—	—						→	
●舗装などの改良（路面の凹凸改良など）	800m	—						→	

事業実施に際し配慮すべき重要事項など

※1 防災・安全交付金事業（交通安全）



整備対象	市一 9	市道 8-290 号線	事業主体	香芝市（都市計画課・農政土木管理課）
現状課題	<ul style="list-style-type: none"> ・当該区間には急勾配が長く続く箇所存在することから、車いす使用者などの円滑な通行が困難な状況である。 ・歩道内の植栽などの占有により有効幅員が狭い箇所があり、車いす使用者などのすれ違いが困難な状況である。 			
整備方針（整備項目）	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道を改良するにあたっては、有効幅員を確保すると共に、視覚障がい者誘導用ブロックの設置や改良など、すべての人が安心して、円滑に移動できる歩道整備を進める。 			

事業内容 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	事業量	事業費	事業の実施計画（年度）						備考
			～	30	R1	R2	R3	R4	
●有効幅員の確保（既設歩道有り）	600m	—							※1
●段差解消（横断歩道内の中央分離帯） （コープ前）	1箇所	—							
●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良（連続性の確保・識別しやすい色彩・道路柵や建物壁面などからの離隔確保）	1600m	—							
●橋上駅舎へのエレベーターの設置 （駅前広場）	1箇所	—	完了						
●スロープの設置（タクシー乗り場） （駅前広場）	—	—	完了						
●障がい者用停車スペースの設置（駅前広場）	1箇所	—	完了						
●歩道と車道の段差解消（歩道縁端部など）	—	—							※1
●舗装などの改良（路面の凹凸改良など）	1600m	—							
○支障物件の移設、撤去、整理など （陳列物、看板、自転車など）	—	—	完了						※2

事業実施に際し配慮すべき重要事項など

※1 防災・安全交付金事業（交通安全）

※2 定期的に点検・見回りを実施し、不法占用については指導を行う。

- ・当該区間については、坂道が長く続く箇所があることから、助け合いの意識を喚起する標識などを設置し、車いす使用者などへの配慮も併せて行う。
- ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置や改良を行うにあたり、沿道の集客施設（スーパーマーケットなど）の出入り口との連続性を確保する。

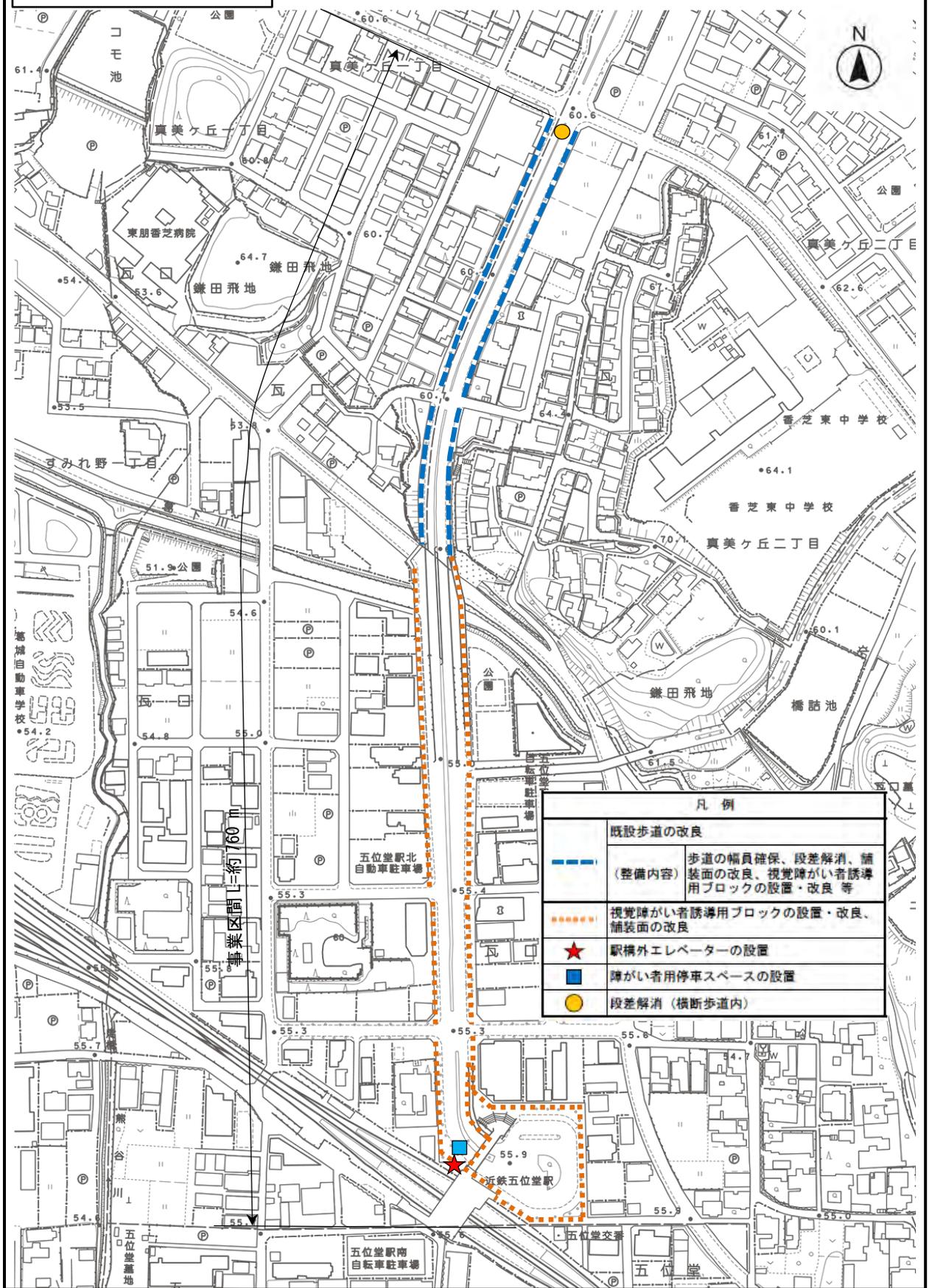
改良前



改良後



事業実施位置図(市-9)



凡例	
<p>既設歩道の改良 (整備内容)</p>	<p>歩道の幅員確保、段差解消、舗装面の改良、視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良等</p>
<p>視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良、舗装面の改良</p>	
<p>★</p>	<p>駅構外エレベーターの設置</p>
<p>■</p>	<p>障がい者用停車スペースの設置</p>
<p>●</p>	<p>段差解消(横断歩道内)</p>

整備対象	市-10	市道 9-187 号線	事業主体	香芝市（土木課・農政土木管理課）
現状課題	<ul style="list-style-type: none"> ・当該区間の既設歩道には、視覚障がい者誘導用ブロックが未整備であり、また歩道が途中で途切れている。 ・車道と歩道との段差やすり付け勾配がきつい箇所、また歩道の切下げ部においては、水平区間が設けられていないなど、車いす使用者などの円滑な通行の妨げとなっている。 			
整備方針 (整備項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の改良を行うにあたっては、視覚障がい者誘導用ブロックの設置や舗装の改良、また切下げ部の水平区間の確保など、すべての人が安心して、円滑に通行できる歩道整備を進める。 ・移動経路の連続性を確保するため、沿道地権者の用地協力を得ながら歩道整備を進める。 			

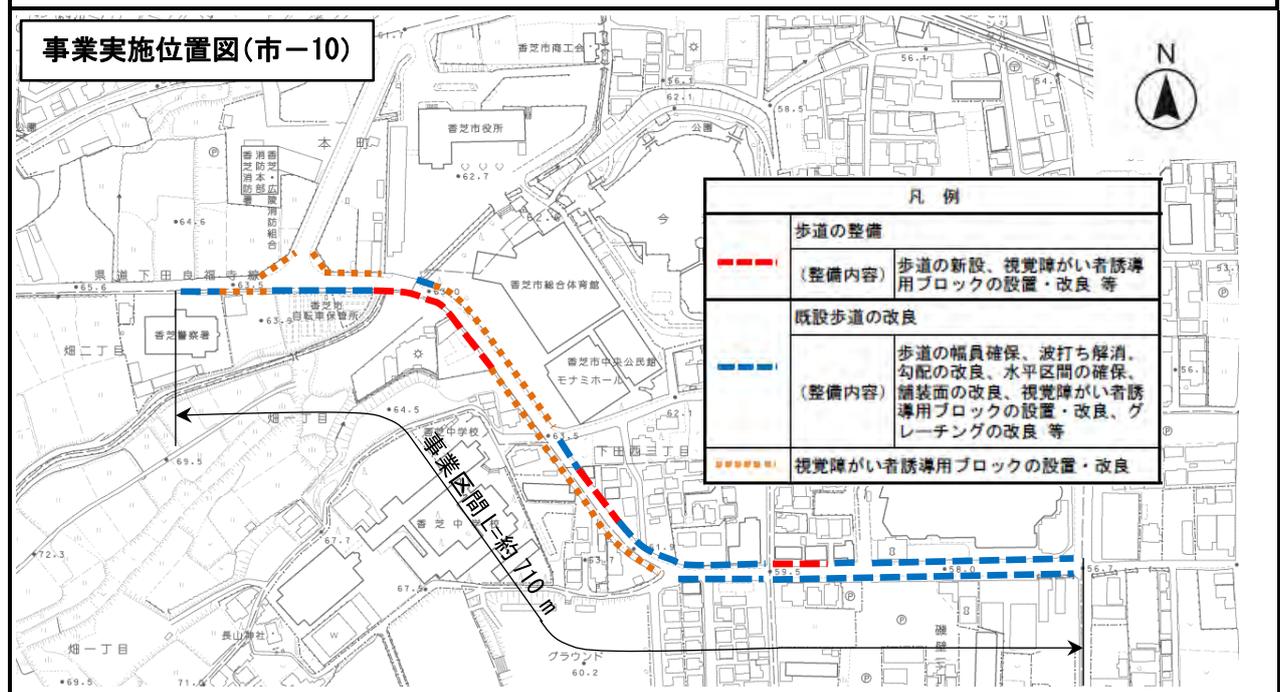
事業内容 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	事業量	事業費	事業の実施計画（年度）						備考
			～ 30	R1	R2	R3	R4	～	
●歩道の整備	200m	—						→	—
●有効幅員の確保（既設歩道有り）	100m	—						→	※1
●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良	1400m	—						→	
●グレーチングの改良（細目化）	—	—						→	
●水平区間の確保（車乗り入れ部）	10m	—						→	
●歩道の波打ちの解消	60m	—						→	
●舗装などの改良（路面の凹凸改良など）	380m	—						→	
●勾配がきつい箇所の改良 （横断、縦断、交差点部）	2箇所	—						→	
○支障物件の移設、撤去、整理など （道路標識、電柱など）	—	—						→	※1※2

事業実施に際し配慮すべき重要事項など

※1 防災・安全交付金事業(交通安全)

※2 占用者への移設を要請。

- ・歩道整備については、用地協力が必要なことから、地権者などの協力を得て、事業の促進を図る。
- ・取り付け道路などにより、歩道の連続性が保たれない箇所については、歩行者スペースの確保を行う。



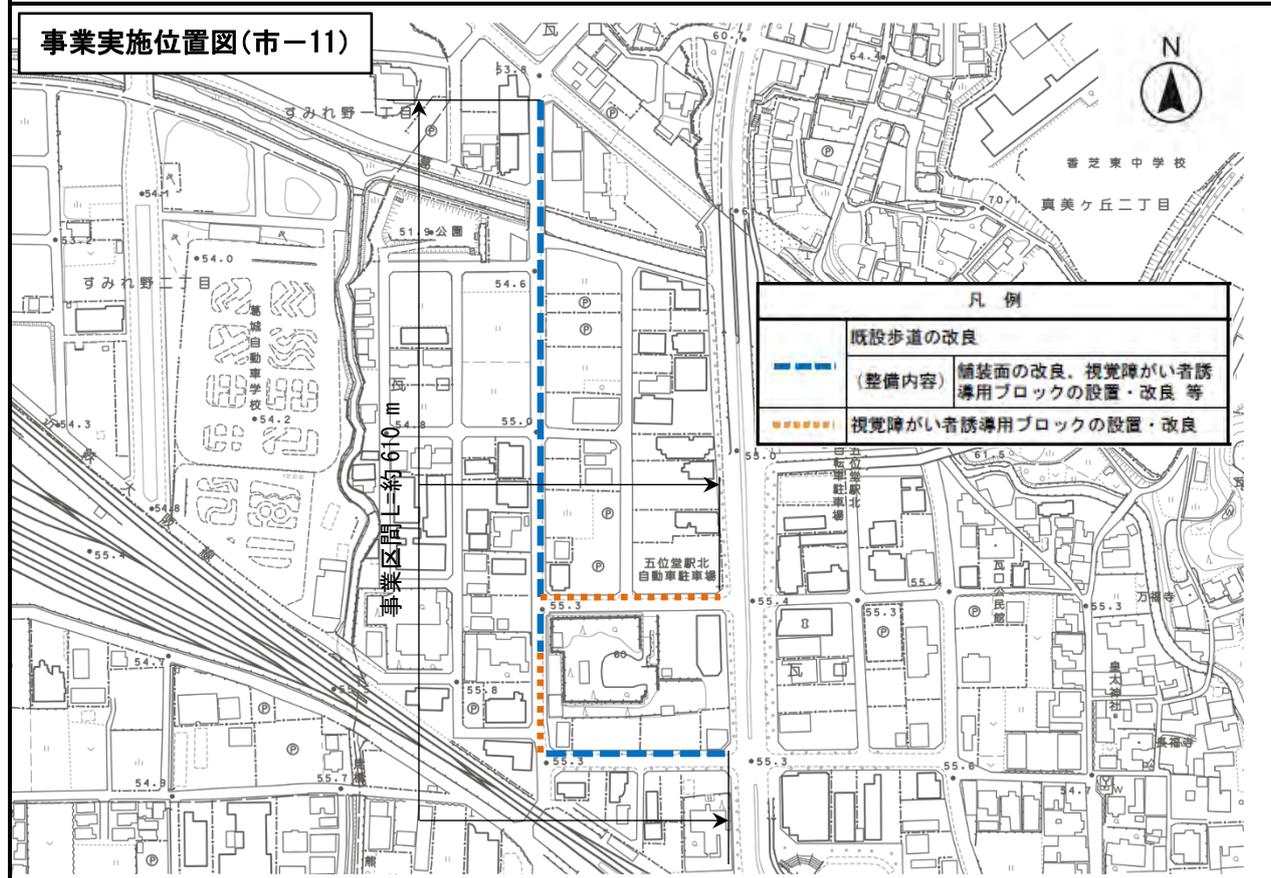
整備対象	市-11	市道 10-175 号線 市道 10-182 号線	事業主体	香芝市（農政土木管理課）
現状課題	<ul style="list-style-type: none"> ・当該区間の既設歩道には、視覚障がい者誘導用ブロックが未整備であり、また路面に凹凸などがあることから、高齢者や障がい者などの円滑な通行に支障がある。 ・既設歩道において、植栽などの占有により有効幅員が狭い箇所があり、車いす使用者などのすれ違いが困難な状況である。 			
整備方針 (整備項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道を改良するにあたっては、有効幅員を確保すると共に、視覚障がい者誘導用ブロックの設置や路面の改良を行うなど、すべての人が安心して、円滑に移動できる歩道整備を進める。 			

事業内容 (●：特定事業)	事業量	事業費	事業の実施計画（年度）						備考
			～	30	R1	R2	R3	R4	
●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良	720m	—							※1
●舗装などの改良（路面の凹凸改良など）	540m	—							

事業実施に際し配慮すべき重要事項など

※1 防災・安全交付金事業（交通安全）

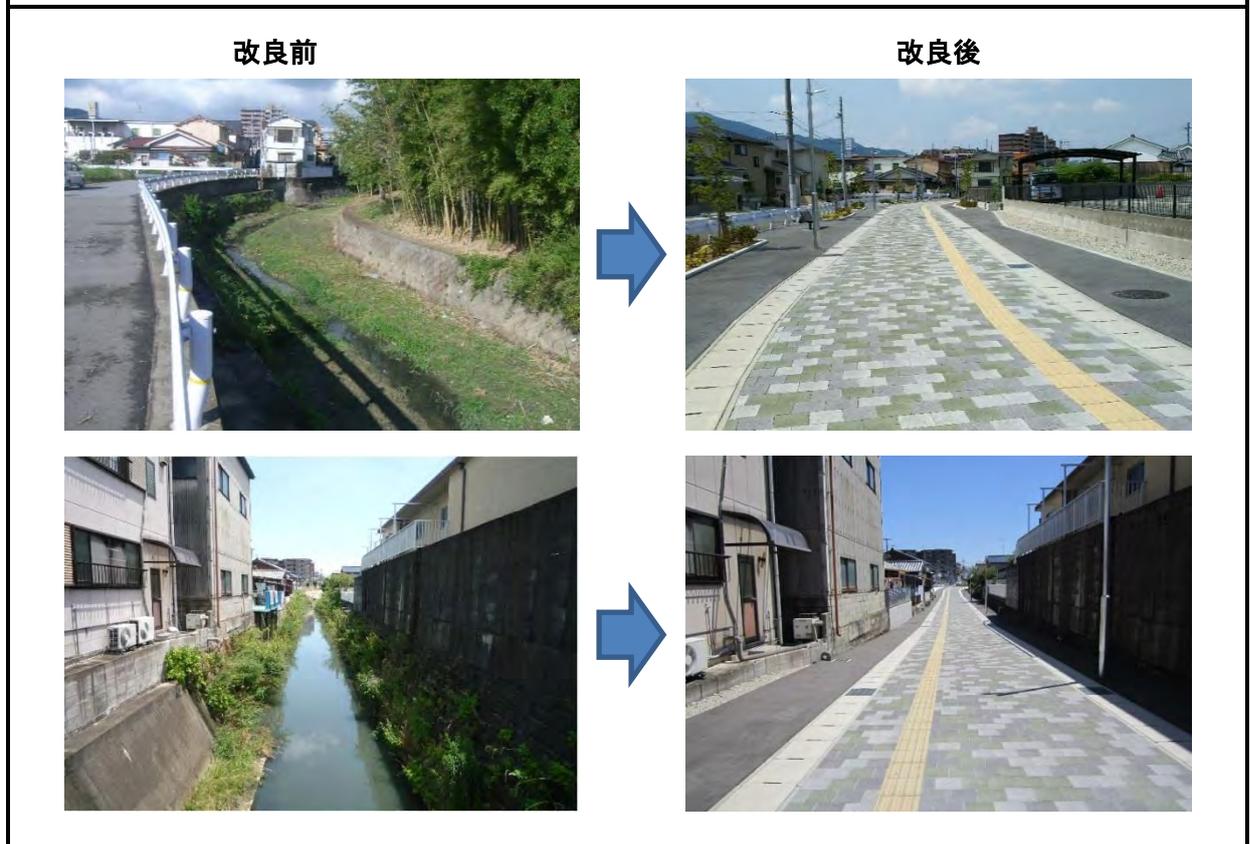
- ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置を行うにあたっては、沿道の集客施設（スーパーマーケットなど）の出入り口との連続性を確保する。



整備対象	市-12	旧葛下川 遊歩道	事業主体	奈良県（高田土木事務所）・香芝市（土木課）				
現状課題	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度に整備済みであるが、街路灯が路面と同じ色彩であるため、今後街灯を識別しやすい色にする。 							
整備方針 (整備項目)	<ul style="list-style-type: none"> 街灯の色彩について識別しやすいように対応を検討する。 							
事業内容 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	事業量	事業費	事業の実施計画（年度）					備考
			～ 30	R1	R2	R3	R4	
●歩道の整備	500m	—	完了					※1
●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良	500m	—	完了					
○街路灯境界部の視認性の向上	—							

事業実施に際し配慮すべき重要事項など

- ※1 防災・安全交付金事業（交通安全）
 ・現在、廃川手続き中。河川区域筆界確定後、市道認定する。

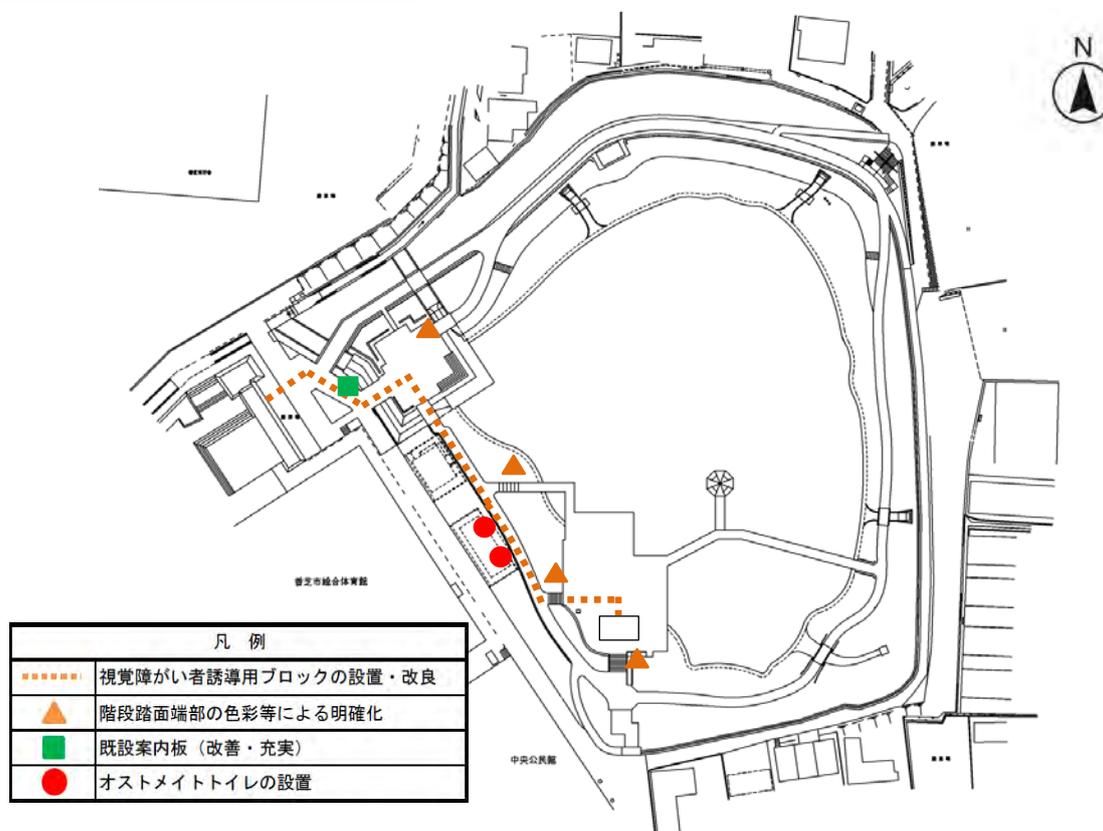


(3) 都市公園特定事業等

整備対象	今池親水公園	事業主体	香芝市（農政土木管理課）						
現状課題	<ul style="list-style-type: none"> ・園路において、視覚障がい者誘導用ブロックが未整備である。 ・多機能トイレがオストメイト対応になっていない。 ・公園の案内設備が身体障がい者対応になっていない。 								
整備方針 (整備項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者をはじめとして、すべての人が安全かつ快適に利用できるよう、公園入り口から特定公園施設に至る園路において、視覚障がい者誘導用ブロックを設置するとともに、トイレの多機能化や案内設備の改良などを行う。 								
事業内容 (●：特定事業)	事業量	事業費	事業の実施計画（年度）						備考
			～	30	R1	R2	R3	R4	
●階段踏面端部の色彩などによる明確化	4箇所	—						→	防災・安全 交付金事業 (交通安全)
●案内・誘導設備の改善・充実（音声案内・点字表記・文字の拡大・ふりがななど分かりやすい表示）	1箇所	—					→		
●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良 (園路の階段などの段差前後に注意喚起ブロックを設置)	135m	—					→		
●オストメイト対応トイレの設置	2箇所	—					→		

事業実施に際し配慮すべき重要事項など

事業実施位置図(今池親水公園)



(4) 建築物特定事業等

整備対象	市役所	事業主体	香芝市（管財課）						
現状課題	・平成 27 年度に耐震改修工事に併せて計画より前倒してバリアフリー事業を整備したが、今後もバリアフリーに関する課題について、対応を検討していく。								
整備方針 (整備項目)	・施設改善を行うにあたり、大規模な改修が必要であったことから、耐震改修工事に併せて対応したが、今後もバリアフリーに関する課題について、対応を検討していく。								
事業内容 (●：特定事業)	事業量	事業費	事業の実施計画（年度）						備考
			～ 30	R1	R2	R3	R4	～	
●階段の踏面端部の色彩などによる明確化	各階段	—	完了						—
●案内・誘導設備の改善・充実（音声案内・点字表記・文字の拡大・ふりがななど分かりやすい表示）	—	—	完了						※1
●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良（識別しやすい色彩などの検討）	—	—	完了						※2
●多機能トイレの設置（本庁舎 1 F）	1 箇所	—	完了						
事業実施に際し配慮すべき重要事項など ※1 1 階案内板（庁舎案内・周辺案内）については、平成 24 年度に改良済み。 ・案内・誘導設備の改善については、新たな設備の作成時や設置時に配慮する。 ※2 本庁舎の耐震改修工事に併せて設置・改良済み。（平成 27 年度）									

整備対象	ふたかみ文化センター	事業主体	香芝市（市民協働課）						
現状課題	<ul style="list-style-type: none"> 平成4年のオープンから27年が経過し、その間の部分改修により一定のバリアフリー基準を満たしていると思われるが、今後もより一層のバリアフリー化が求められている。 								
整備方針（整備項目）	<ul style="list-style-type: none"> 本施設は、市民図書館や博物館などが入っている複合施設であり、不特定多数の人が利用する施設であることから、今後についても利用者の安全を確保した上で、快適に利用して頂ける施設となるよう、バリアフリー整備を行う。 施設改善を行うにあたり、大規模改修時に提案、実施を予定。 								
事業内容 (●：特定事業)	事業量	事業費	事業の実施計画（年度）						備考
			～	30	R1	R2	R3	R4	
●階段の踏面端部の色彩などによる明確化	—	—	完了						※1
●案内・誘導設備の改善・充実（音声案内・点字表記・文字の拡大・ふりがななど分かりやすい表示）	1箇所	—						→	※2
●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良（識別しやすい色彩などの検討）	—	—						→	
●車いす用駐車場の改善	—	—						→	
事業実施に際し配慮すべき重要事項など									
※1 H25年度整備済み。（市民ホール）									
※2 館内施設の市民図書館などと調整しながら検討を進める。									
改良前					改良後				
									

整備対象	市民図書館	事業主体	香芝市（市民図書館）							
現状課題	・案内・誘導設備の改善や充実、視覚障がい者誘導用ブロックの設置など、施設のバリアフリー化が求められている。									
整備方針（整備項目）	・高齢者や障がい者をはじめ、すべての人が利用し易い施設となるよう、利用者の視点に立った施設改善を行う。									
事業内容 (●：特定事業)	事業量	事業費	事業の実施計画（年度）							備考
			～	30	R1	R2	R3	R4	～	
●案内・誘導設備の改善・充実（音声案内・点字表記・文字の拡大・ふりがななど分かりやすい表示）	—	—							→	※1
●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良	—	—							→	※2
●館内通路の有効幅員の確保	—	—	完了							
事業実施に際し配慮すべき重要事項など										
※1 新規作成の紙パネルについては、ふりがななどの対応をしているが、壁パネルについては今後対応を検討する。										
※2 ふたかみ文化センターと一体となった検討が必要である。										

整備対象	総合体育館	事業主体	香芝市（生涯学習課）							
現状課題	・案内・誘導設備の改善や充実、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、多機能トイレの設置など、施設のバリアフリー化が求められている。									
整備方針（整備項目）	・高齢者や障がい者をはじめ、すべての人が利用し易い施設となるよう、利用者の視点に立った施設改善を行う。									
事業内容 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	事業量	事業費	事業の実施計画（年度）							備考
			～	30	R1	R2	R3	R4	～	
●エレベーターの設置	1箇所	—			→					
●階段踏面端部の色彩などによる明確化	—	—			→					
●案内・誘導設備の改善・充実（点字表記・文字の拡大・ふりがななど分かりやすい表示）	—	—			→					
●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良（連続性の確保、識別しやすい色彩などの検討）	—	—			→					
●入りロスロープへの手摺りの設置	1箇所	—			→					
●多機能トイレの設置	3箇所	—			→					
○障がい者用観覧席の設置	2箇所	—			→					
事業実施に際し配慮すべき重要事項など										

整備対象	総合福祉センター	事業主体	香芝市（社会福祉課）					
現状課題	・案内・誘導設備の改善や充実、視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良など、より一層のバリアフリー化が求められている。							
整備方針 (整備項目)	・高齢者や障がい者をはじめ、すべての人が利用し易い施設となるよう、利用者の視点に立った施設改善に取り組む。							
事業内容 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	事業量	事業費	事業の実施計画（年度）					備考
			～ 30	R1	R2	R3	R4	
●階段踏面端部の色彩などによる明確化	各階段	—			→			
●案内・誘導設備の改善・充実（点字表記・文字の拡大・ふりがななど分かりやすい表示）	8箇所	—	完了					—
●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良（識別しやすい色彩などの検討）	約60m	—			→			
●歩行者スペースの明示(福祉センター前車路)	1箇所				→			※1
●誘導チャイムの設置（入り口など）	1箇所				→			
○筆談ボードの常設	—				→			※2

事業実施に際し配慮すべき重要事項など

※1 歩行者が横断するための路面表示を予定。

※2 すでに導入済の部署もある中、今後、福祉部各課に常設、及び未導入の部署に対しては必要に応じて引き続き導入を進める。



整備対象	香芝警察署	事業主体	奈良県警察						
現状課題	・オストメイト対応トイレの設置など、より一層のバリアフリー化が求められている。								
整備方針 (整備項目)	・高齢者や障がい者をはじめ、すべての人が利用し易い施設となるよう、検討を重ねる。								
事業内容 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	事業量	事業費	事業の実施計画（年度）						備考
			～	30	R1	R2	R3	R4	
●階段踏面端部の色彩などによる明確化	—	—						→	※1
●多機能トイレの設置	1箇所	—						→	
○誘導チャイムの設置	1箇所	—						→	
事業実施に際し配慮すべき重要事項など									
※1 当該施設については、一定のバリアフリー基準を満たしているため、予算配分の関係上、中期での新たな改修は見込めない。今後の予算措置を考慮した上で、検討を重ねていくことが必要。									

整備対象	香芝郵便局	事業主体	日本郵便株式会社						
現状課題	・平成30年度に誘導チャイムを設置し、一定のバリアフリー基準は満たしていると思われるが、今後も誰もが利用しやすい施設を目指す。								
整備方針 (整備項目)	・高齢者や障がい者をはじめ、すべての人が利用し易い施設となるように取り組む。								
事業内容 (○：その他事業又はソフト事業)	事業量	事業費	事業の実施計画（年度）						備考
			～	30	R1	R2	R3	R4	
○誘導チャイムの設置	1箇所	—	完了						
○社員研修などの推進	—	—	完了						※1
事業実施に際し配慮すべき重要事項など									
※1 社員研修は既に実施している。今後も引き続き実施する。									

(5) 交通安全特定事業等

整備対象	A	畑西交差点	事業主体	奈良県公安委員会						
現状課題	(信号) ・視覚障がい者附加機能については平成28年度整備済みであるが、高齢者感应機能が未整備である。									
整備方針 (整備項目)	・高齢者感应機能を整備する。									
事業内容 (●: 特定事業)	事業量	事業費	事業の実施計画 (年度)							備考
			～	30	R1	R2	R3	R4	～	
●視覚障がい者附加機能の整備 (音響式信号機)	1箇所	—	完了						—	
●高齢者感应機能の整備 (青時間延長押しボタン)	1箇所	—						→		
事業実施に際し配慮すべき重要事項など										

整備対象	B	畑交差点	事業主体	奈良県公安委員会						
現状課題	(信号機) ・視覚障がい者附加機能については平成28年度整備済みであるが、高齢者感应機能が未整備である。									
整備方針 (整備項目)	・高齢者感应機能を整備する。									
事業内容 (●: 特定事業)	事業量	事業費	事業の実施計画 (年度)							備考
			～	30	R1	R2	R3	R4	～	
●視覚障がい者附加機能の整備 (音響式信号機)	1箇所	—	完了						—	
●高齢者感应機能の整備 (青時間延長押しボタン)	1箇所	—						→		
事業実施に際し配慮すべき重要事項など										

整備対象	C	香芝中学校前	事業主体	奈良県公安委員会						
現状課題	(信号機) ・視覚障がい者附加機能及び高齢者感应機能ともに平成28年度整備済みである。									
整備方針 (整備項目)										
事業内容 (●: 特定事業)	事業量	事業費	事業の実施計画 (年度)							備考
			～	30	R1	R2	R3	R4	～	
●高齢者感应機能の整備 (青時間延長押しボタン)	1箇所	—	完了						—	
事業実施に際し配慮すべき重要事項など										

整備対象	D	磯壁西交差点	事業主体	奈良県公安委員会				
現状課題	(信号機) ・視覚障がい者追加機能及び高齢者感应機能ともに平成 28 年度に整備済みである。							
整備方針 (整備項目)								
事業内容 (●: 特定事業)	事業量	事業費	事業の実施計画 (年度)					備考
			～	30	R1	R2	R3	
●視覚障がい者追加機能の整備 (音響式信号機)	1 箇所	—	完了					
●高齢者感应機能の整備 (青時間延長押しボタン)	1 箇所	—	完了					
事業実施に際し配慮すべき重要事項など								

整備対象	E	磯壁交差点	事業主体	奈良県公安委員会				
現状課題	(信号機) ・視覚障がい者追加機能については平成 29 年度に整備済みであるが、高齢者感应機能が未整備である。							
整備方針 (整備項目)	・高齢者感应機能を整備する。							
事業内容 (●: 特定事業)	事業量	事業費	事業の実施計画 (年度)					備考
			～	30	R1	R2	R3	
●視覚障がい者追加機能の整備 (音響式信号機)	1 箇所	—	完了					
●高齢者感应機能の整備 (青時間延長押しボタン)	1 箇所	—					→	
事業実施に際し配慮すべき重要事項など								

整備対象	F	下田交差点	事業主体	奈良県公安委員会				
現状課題	(信号機) ・視覚障がい者追加機能については整備済みであるが、高齢者感应機能が未整備である。							
整備方針 (整備項目)	・高齢者感应機能を整備する。							
事業内容 (●: 特定事業)	事業量	事業費	事業の実施計画 (年度)					備考
			～	30	R1	R2	R3	
●高齢者感应機能の整備 (青時間延長押しボタン)	1 箇所	—		→				
事業実施に際し配慮すべき重要事項など								

整備対象	G	下田西2丁目	事業主体	奈良県公安委員会				
現状課題	(信号機) ・高齢者感应機能については平成 30 年度に整備済みであるが、視覚障がい者附加機能は未整備である。							
整備方針 (整備項目)	・視覚障がい者附加機能を整備する。							
事業内容 (●: 特定事業)	事業量	事業費	事業の実施計画 (年度)					備考
			～	30	R1	R2	R3	
●視覚障がい者附加機能の整備 (音響式信号機)	1箇所	—						
●高齢者感应機能の整備 (青時間延長押しボタン)	1箇所	—	完了					
事業実施に際し配慮すべき重要事項など								

整備対象	H	下田北交差点	事業主体	奈良県公安委員会				
現状課題	(信号機) ・視覚障がい者附加機能が平成 26 年度、高齢者感应機能が平成 27 年度に整備済みである。							
整備方針 (整備項目)								
事業内容 (●: 特定事業)	事業量	事業費	事業の実施計画 (年度)					備考
			～	30	R1	R2	R3	
●視覚障がい者附加機能の整備 (音響式信号機)	1箇所	—	完了					
●高齢者感应機能の整備 (青時間延長押しボタン)	1箇所	—	完了					
事業実施に際し配慮すべき重要事項など								

整備対象	I	鹿島神社前交差点	事業主体	奈良県公安委員会				
現状課題	(信号機) ・視覚障がい者附加機能については整備済みであるが、高齢者感应機能が未整備である。							
整備方針 (整備項目)	・高齢者感应機能を整備する。							
事業内容 (●: 特定事業)	事業量	事業費	事業の実施計画 (年度)					備考
			～	30	R1	R2	R3	
●高齢者感应機能の整備 (青時間延長押しボタン)	1箇所	—						
事業実施に際し配慮すべき重要事項など								

整備対象	J	栄橋交差点	事業主体	奈良県公安委員会					
現状課題	(信号機) ・視覚障がい者附加機能が整備済みであり、高齢者感応機能が平成 30 年度に整備済みである。								
整備方針 (整備項目)									
事業内容 (●: 特定事業)	事業量	事業費	事業の実施計画 (年度)					備考	
			～	30	R1	R2	R3		R4
●高齢者感応機能の整備 (青時間延長押しボタン)	1箇所	—	完了						—
事業実施に際し配慮すべき重要事項など									

整備対象	K	下田東3丁目交差点	事業主体	奈良県公安委員会					
現状課題	(信号機) ・視覚障がい者附加機能及び高齢者感応機能がともに平成 25 年度に整備済みである。								
整備方針 (整備項目)									
事業内容 (●: 特定事業)	事業量	事業費	事業の実施計画 (年度)					備考	
			～	30	R1	R2	R3		R4
●視覚障がい者附加機能の整備 (音響式信号機)	1箇所	—	完了						—
●高齢者感応機能の整備 (青時間延長押しボタン)	1箇所	—	完了						
事業実施に際し配慮すべき重要事項など ・土地区画整理事業に伴う交差点改良に併せて実施した。									

整備対象	L	西真美1丁目交差点	事業主体	奈良県公安委員会					
現状課題	(信号機) ・高齢者感応機能については平成 27 年度整備済みであるが、視覚障がい者附加機能は未整備である。								
整備方針 (整備項目)	・視覚障がい者附加機能を整備する。								
事業内容 (●: 特定事業)	事業量	事業費	事業の実施計画 (年度)					備考	
			～	30	R1	R2	R3		R4
●視覚障がい者附加機能の整備 (音響式信号機)	1箇所	—							—
●高齢者感応機能の整備 (青時間延長押しボタン)	1箇所	—	完了						
事業実施に際し配慮すべき重要事項など									

整備対象	M	西真美3丁目交差点	事業主体	奈良県公安委員会					
現状課題	(信号機) ・高齢者感应機能については平成 27 年度整備済みであるが、視覚障がい者附加機能は未整備である。								
整備方針 (整備項目)	・視覚障がい者附加機能を整備する。								
事業内容 (●: 特定事業)	事業量	事業費	事業の実施計画 (年度)					備考	
			~	30	R1	R2	R3		R4
●視覚障がい者附加機能の整備 (音響式信号機)	1箇所	—							
●高齢者感应機能の整備 (青時間延長押しボタン)	1箇所	—	完了						
事業実施に際し配慮すべき重要事項など									

整備対象	N	香芝東中学西	事業主体	奈良県公安委員会					
現状課題	(信号機) ・高齢者感应機能については平成 26 年度整備済みであるが、視覚障がい者附加機能は未整備である。								
整備方針 (整備項目)	・視覚障がい者附加機能を整備する。								
事業内容 (●: 特定事業)	事業量	事業費	事業の実施計画 (年度)					備考	
			~	30	R1	R2	R3		R4
●視覚障がい者附加機能の整備 (音響式信号機)	1箇所	—							
●高齢者感应機能の整備 (青時間延長押しボタン)	1箇所	—	完了						
事業実施に際し配慮すべき重要事項など									



香芝市バリアフリー特定事業計画

発行 令和2年3月

編集 香芝市 都市創造部 都市計画課

〒639-0292 奈良県香芝市本町 1397 番地

TEL : (0745) 76-2001

FAX : (0745) 78-3830

E-mail : tokei@city.kashiba.lg.jp